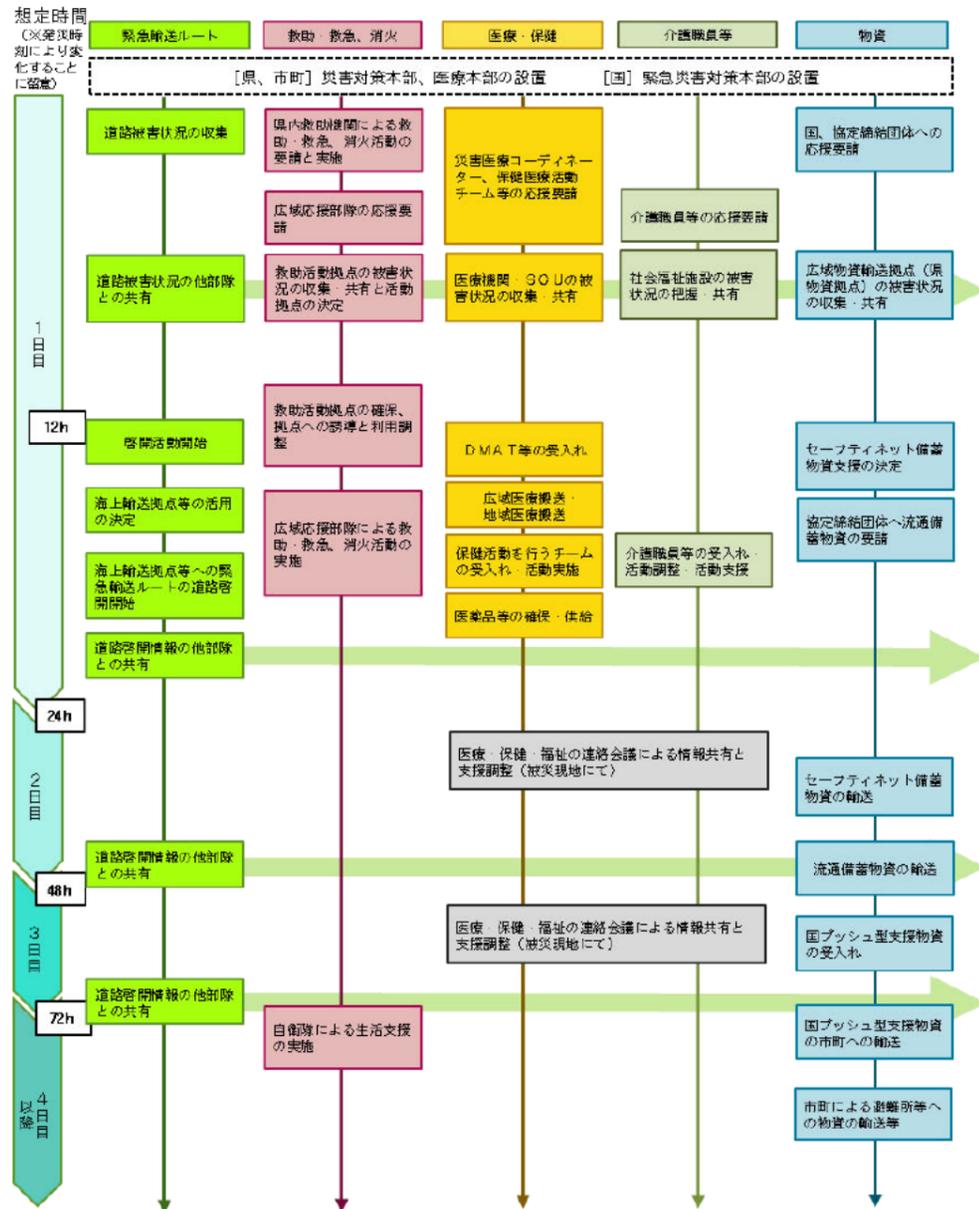


三重県広域受援計画 2020年3月修正案 新旧対照表 (第1章 総則)

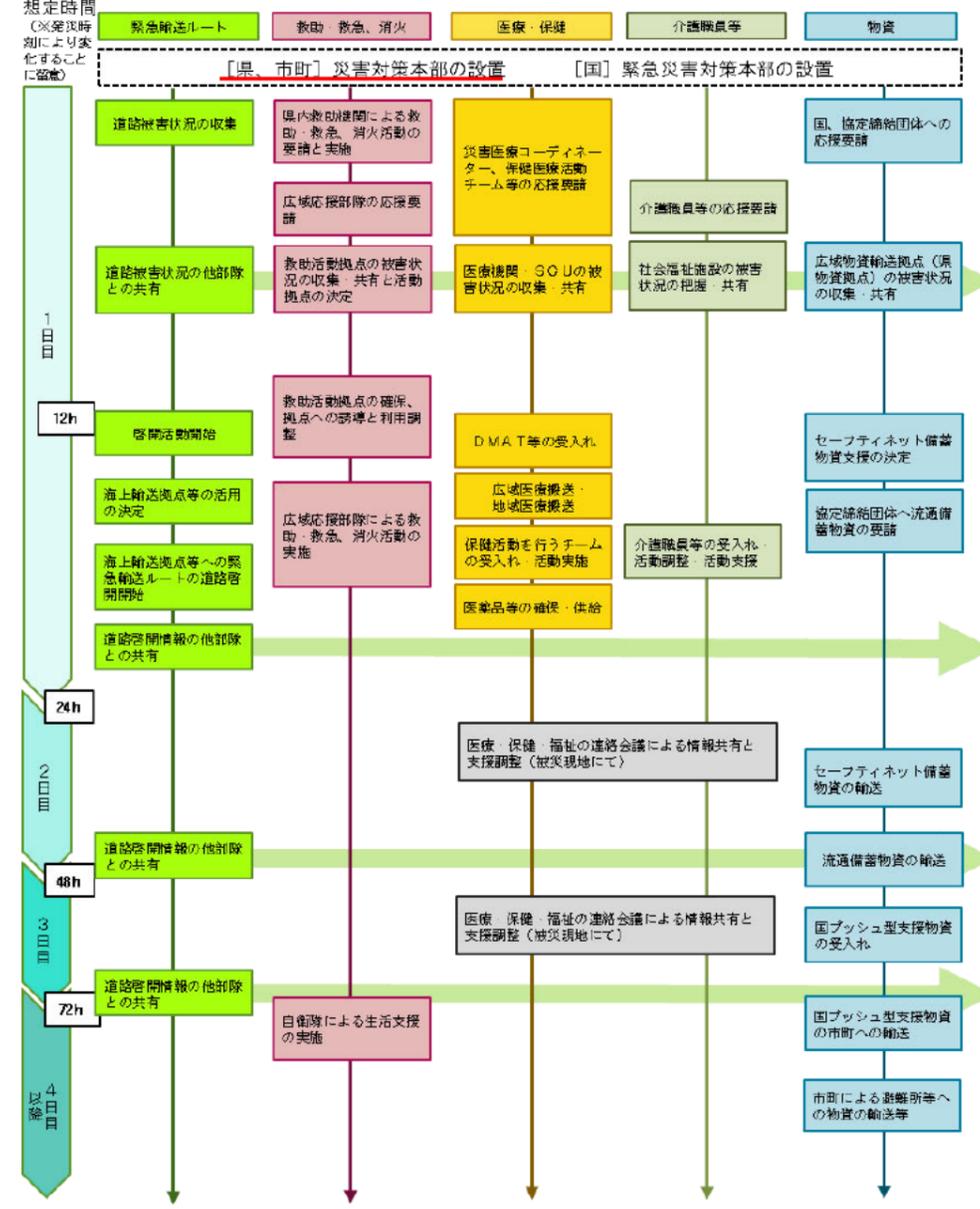
No.	該当箇所 (修正前)	現行	修正案																
1	<p>第1章総則</p> <p>P.2 第1節 基本的な考え方 図表1-1 国の具体計画の概要</p>	<table border="1"> <tr> <th>救助・救急、消火等</th> <th>医療</th> <th>物資</th> <th>燃料、電力・ガス</th> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎広域応援部隊の派遣規模(最大値)</li> <li>○重点受援県以外の37県の警察・消防・自衛隊の派遣                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・警察 : 約1.6万人</li> <li>・消防 : 約1.9万人</li> <li>・自衛隊 : 約11万人(※) 等</li> </ul> </li> <li>※重点受援県に所在する部隊を含む。</li> <li>○応援地方整備局等管内の国交省TEC-FORCEの派遣: 約1,360人</li> <li>◎航空機約580機、船舶約520隻</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎DMAT(登録数1,571チーム)に対する派遣要請、陸路・空路参集、ロジ支援、任務付与</li> <li>◎被災医療機関の継続・回復支援(人材、物資・燃料供給等)</li> <li>◎広域医療搬送、地域医療搬送による重症患者の搬送</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎発災後4~7日に必要な救援物資を調達し、被災府県の拠点へ輸送                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・水: 応急給水46万<sup>3</sup> (1~7日)</li> <li>・食料: 7200万食</li> <li>・毛布: 570万枚</li> <li>・育児用調製粉乳: 23t</li> <li>・大人/乳幼児おむつ: 480万枚</li> <li>・簡易トイレ等: 5400万回</li> <li>・トイレットペーパー: 360万巻</li> <li>・生理用品: 500万枚</li> </ul> </li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>【燃料】</li> <li>◎石油業界の系列を超えた供給体制の確保。また、緊急輸送ルート上の中核SS等へ重点継続供給・重要施設へ要請に基づく優先供給</li> <li>【電力・ガス】</li> <li>◎重要施設へ電源車、移動式ガス発生設備等による臨時供給</li> </ul> </td> </tr> </table> <p>国は、緊急対策本部の調整により、被害の全容把握、被災地からの要請を待たず直ちに行動(プッシュ型での支援)</p> <p>【被害規模の目安】</p> <p>具体計画のポイント</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①人命救助に重要な72時間を意識しつつ、緊急輸送ルート、救助、医療、物資、燃料の各分野でのタイムラインと目標行動を設定(例: 24hで広域移動ルートを確認、広域応援部隊が順次到着、等)</li> <li>②広域応援部隊、全国の応援DMATの派遣は、被害が甚大な地域(重点受援県10県)に重点化</li> </ol> <p>電力、燃料・ガス</p>	救助・救急、消火等	医療	物資	燃料、電力・ガス	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎広域応援部隊の派遣規模(最大値)</li> <li>○重点受援県以外の37県の警察・消防・自衛隊の派遣                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・警察 : 約1.6万人</li> <li>・消防 : 約1.9万人</li> <li>・自衛隊 : 約11万人(※) 等</li> </ul> </li> <li>※重点受援県に所在する部隊を含む。</li> <li>○応援地方整備局等管内の国交省TEC-FORCEの派遣: 約1,360人</li> <li>◎航空機約580機、船舶約520隻</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎DMAT(登録数1,571チーム)に対する派遣要請、陸路・空路参集、ロジ支援、任務付与</li> <li>◎被災医療機関の継続・回復支援(人材、物資・燃料供給等)</li> <li>◎広域医療搬送、地域医療搬送による重症患者の搬送</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎発災後4~7日に必要な救援物資を調達し、被災府県の拠点へ輸送                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・水: 応急給水46万<sup>3</sup> (1~7日)</li> <li>・食料: 7200万食</li> <li>・毛布: 570万枚</li> <li>・育児用調製粉乳: 23t</li> <li>・大人/乳幼児おむつ: 480万枚</li> <li>・簡易トイレ等: 5400万回</li> <li>・トイレットペーパー: 360万巻</li> <li>・生理用品: 500万枚</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【燃料】</li> <li>◎石油業界の系列を超えた供給体制の確保。また、緊急輸送ルート上の中核SS等へ重点継続供給・重要施設へ要請に基づく優先供給</li> <li>【電力・ガス】</li> <li>◎重要施設へ電源車、移動式ガス発生設備等による臨時供給</li> </ul>	<table border="1"> <tr> <th>救助・救急、消火等</th> <th>医療</th> <th>物資</th> <th>燃料、電力・ガス、通信</th> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎広域応援部隊の派遣規模(最大値)</li> <li>○重点受援県以外の37県の警察・消防・自衛隊の派遣                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・警察 : 約1.6万人</li> <li>・消防 : 約2万人</li> <li>・自衛隊 : 約11万人(※) 等</li> </ul> </li> <li>※重点受援県に所在する部隊を含む。</li> <li>○応援地方整備局等管内の国交省TEC-FORCEの派遣: 約1,360人</li> <li>◎航空機約490機、船舶約520隻</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎DMAT(登録数1,630チーム)に対する派遣要請、陸路・空路参集、ロジ支援、任務付与</li> <li>◎被災医療機関の継続・回復支援(人材、物資・燃料供給等)</li> <li>◎広域医療搬送、地域医療搬送による重症患者の搬送</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎発災後4~7日に必要な救援物資を調達し、被災府県の拠点へ輸送                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・飲料水: 46万<sup>3</sup> (1~7日)</li> <li>・食料: 7,200万食</li> <li>・毛布: 570万枚</li> <li>・乳児用粉(液体)ミルク: 23t</li> <li>・大人/乳幼児おむつ: 480万枚</li> <li>・簡易トイレ等: 5,400万回</li> <li>・トイレットペーパー: 360万巻</li> <li>・生理用品: 500万枚</li> </ul> </li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>【燃料】</li> <li>◎石油業界の系列を超えた供給体制の確保。また、緊急輸送ルート上の中核SS等へ重点継続供給・重要施設へ要請に基づく優先供給</li> <li>【電力・ガス】</li> <li>◎重要施設へ電源車、移動式ガス発生設備等による臨時供給</li> <li>【通信】</li> <li>◎重要施設への通信端末の貸与、移動基地局車又は可搬型の通信機器等の運搬等による通信の臨時確保</li> </ul> </td> </tr> </table> <p>国は、緊急対策本部の調整により、被害の全容把握、被災地からの要請を待たず直ちに行動(プッシュ型での支援)</p> <p>【被害規模の目安】</p> <p>具体計画のポイント</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①人命救助に重要な72時間を意識しつつ、緊急輸送ルート、救助、医療、物資、燃料の各分野でのタイムラインと目標行動を設定(例: 24hで広域移動ルートを確認、広域応援部隊が順次到着、等)</li> <li>②広域応援部隊、全国の応援DMATの派遣は、被害が甚大な地域(重点受援県10県)に重点化</li> </ol> <p>電力、燃料・ガス、<u>通信</u>(※国の概要図の差し替え)</p>	救助・救急、消火等	医療	物資	燃料、電力・ガス、通信	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎広域応援部隊の派遣規模(最大値)</li> <li>○重点受援県以外の37県の警察・消防・自衛隊の派遣                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・警察 : 約1.6万人</li> <li>・消防 : 約2万人</li> <li>・自衛隊 : 約11万人(※) 等</li> </ul> </li> <li>※重点受援県に所在する部隊を含む。</li> <li>○応援地方整備局等管内の国交省TEC-FORCEの派遣: 約1,360人</li> <li>◎航空機約490機、船舶約520隻</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎DMAT(登録数1,630チーム)に対する派遣要請、陸路・空路参集、ロジ支援、任務付与</li> <li>◎被災医療機関の継続・回復支援(人材、物資・燃料供給等)</li> <li>◎広域医療搬送、地域医療搬送による重症患者の搬送</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎発災後4~7日に必要な救援物資を調達し、被災府県の拠点へ輸送                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・飲料水: 46万<sup>3</sup> (1~7日)</li> <li>・食料: 7,200万食</li> <li>・毛布: 570万枚</li> <li>・乳児用粉(液体)ミルク: 23t</li> <li>・大人/乳幼児おむつ: 480万枚</li> <li>・簡易トイレ等: 5,400万回</li> <li>・トイレットペーパー: 360万巻</li> <li>・生理用品: 500万枚</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【燃料】</li> <li>◎石油業界の系列を超えた供給体制の確保。また、緊急輸送ルート上の中核SS等へ重点継続供給・重要施設へ要請に基づく優先供給</li> <li>【電力・ガス】</li> <li>◎重要施設へ電源車、移動式ガス発生設備等による臨時供給</li> <li>【通信】</li> <li>◎重要施設への通信端末の貸与、移動基地局車又は可搬型の通信機器等の運搬等による通信の臨時確保</li> </ul>
救助・救急、消火等	医療	物資	燃料、電力・ガス																
<ul style="list-style-type: none"> <li>◎広域応援部隊の派遣規模(最大値)</li> <li>○重点受援県以外の37県の警察・消防・自衛隊の派遣                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・警察 : 約1.6万人</li> <li>・消防 : 約1.9万人</li> <li>・自衛隊 : 約11万人(※) 等</li> </ul> </li> <li>※重点受援県に所在する部隊を含む。</li> <li>○応援地方整備局等管内の国交省TEC-FORCEの派遣: 約1,360人</li> <li>◎航空機約580機、船舶約520隻</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎DMAT(登録数1,571チーム)に対する派遣要請、陸路・空路参集、ロジ支援、任務付与</li> <li>◎被災医療機関の継続・回復支援(人材、物資・燃料供給等)</li> <li>◎広域医療搬送、地域医療搬送による重症患者の搬送</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎発災後4~7日に必要な救援物資を調達し、被災府県の拠点へ輸送                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・水: 応急給水46万<sup>3</sup> (1~7日)</li> <li>・食料: 7200万食</li> <li>・毛布: 570万枚</li> <li>・育児用調製粉乳: 23t</li> <li>・大人/乳幼児おむつ: 480万枚</li> <li>・簡易トイレ等: 5400万回</li> <li>・トイレットペーパー: 360万巻</li> <li>・生理用品: 500万枚</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【燃料】</li> <li>◎石油業界の系列を超えた供給体制の確保。また、緊急輸送ルート上の中核SS等へ重点継続供給・重要施設へ要請に基づく優先供給</li> <li>【電力・ガス】</li> <li>◎重要施設へ電源車、移動式ガス発生設備等による臨時供給</li> </ul>																
救助・救急、消火等	医療	物資	燃料、電力・ガス、通信																
<ul style="list-style-type: none"> <li>◎広域応援部隊の派遣規模(最大値)</li> <li>○重点受援県以外の37県の警察・消防・自衛隊の派遣                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・警察 : 約1.6万人</li> <li>・消防 : 約2万人</li> <li>・自衛隊 : 約11万人(※) 等</li> </ul> </li> <li>※重点受援県に所在する部隊を含む。</li> <li>○応援地方整備局等管内の国交省TEC-FORCEの派遣: 約1,360人</li> <li>◎航空機約490機、船舶約520隻</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎DMAT(登録数1,630チーム)に対する派遣要請、陸路・空路参集、ロジ支援、任務付与</li> <li>◎被災医療機関の継続・回復支援(人材、物資・燃料供給等)</li> <li>◎広域医療搬送、地域医療搬送による重症患者の搬送</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎発災後4~7日に必要な救援物資を調達し、被災府県の拠点へ輸送                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・飲料水: 46万<sup>3</sup> (1~7日)</li> <li>・食料: 7,200万食</li> <li>・毛布: 570万枚</li> <li>・乳児用粉(液体)ミルク: 23t</li> <li>・大人/乳幼児おむつ: 480万枚</li> <li>・簡易トイレ等: 5,400万回</li> <li>・トイレットペーパー: 360万巻</li> <li>・生理用品: 500万枚</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【燃料】</li> <li>◎石油業界の系列を超えた供給体制の確保。また、緊急輸送ルート上の中核SS等へ重点継続供給・重要施設へ要請に基づく優先供給</li> <li>【電力・ガス】</li> <li>◎重要施設へ電源車、移動式ガス発生設備等による臨時供給</li> <li>【通信】</li> <li>◎重要施設への通信端末の貸与、移動基地局車又は可搬型の通信機器等の運搬等による通信の臨時確保</li> </ul>																

No.	該当箇所（修正前）	現行	修正案
2	第1章総則 P.5 第1節基本方針 第2 過去の大規模災害の教訓を踏まえた計画	<p>6 燃料供給及び電力・ガスの臨時供給に関する教訓</p> <p>(1) 緊急車両認定の周知等事前準備</p> <p>熊本地震では、タンクローリーの緊急車両認定が行われていなかったことから、県内のガソリンスタンドへの燃料供給に支障を来した。 このため、緊急車両認定について、関係者間の情報共有と県民への情報提供が必要である。</p> <p>(2) 重要施設への電力・ガスの臨時供給ができる体制確保が必要</p> <p>熊本地震では、4月16日に発生したマグニチュード7.3の地震で最大47万6,600戸が停電したが、電力の復旧作業とあわせて、県、国（経済産業省）、電力会社が連携しながら、50におよぶ公共施設や病院等の重要施設に対して発電機によるスポット送電を実施するなど、臨時供給が実施された。ガスについても、避難所等に対して、LPガスを優先供給するなどの臨時供給が実施された。 このことから、電力やガスの本復旧までの間の臨時供給の実施にかかる要請手順等についてあらかじめ関係機関と共有しておくことが必要である。</p>	<p>6 <u>燃料供給及び電力・ガスの臨時供給、通信の臨時確保</u>に関する教訓</p> <p>(1) 緊急車両認定の周知等事前準備</p> <p>熊本地震では、タンクローリーの緊急車両認定が行われていなかったことから、県内のガソリンスタンドへの燃料供給に支障を来した。 このため、緊急車両認定について、関係者間の情報共有と県民への情報提供が必要である。</p> <p>(2) 重要施設への電力・ガスの臨時供給ができる体制確保が必要</p> <p>熊本地震では、4月16日に発生したマグニチュード7.3の地震で最大47万6,600戸が停電したが、電力の復旧作業とあわせて、県、国（経済産業省）、電力会社が連携しながら、50におよぶ公共施設や病院等の重要施設に対して発電機によるスポット送電を実施するなど、臨時供給が実施された。ガスについても、避難所等に対して、LPガスを優先供給するなどの臨時供給が実施された。 このことから、電力やガスの本復旧までの間の臨時供給の実施にかかる要請手順等についてあらかじめ関係機関と共有しておくことが必要である。</p> <p><u>(3) 通信の臨時確保できる体制確保が必要</u></p> <p><u>平成28年の台風第10号の際の岩手県や平成29年の九州北部豪雨での福岡県では、指定公共機関である通信事業者も県の災害対策本部に入り、県や総合通信局等との速やかな情報共有に努めた。</u> <u>この対応により通信の迅速な確保を図った経験を踏まえ、通信の確保に関して実効性向上を図るべく、災害時のスキームを明確にしておくことが必要である。</u></p>

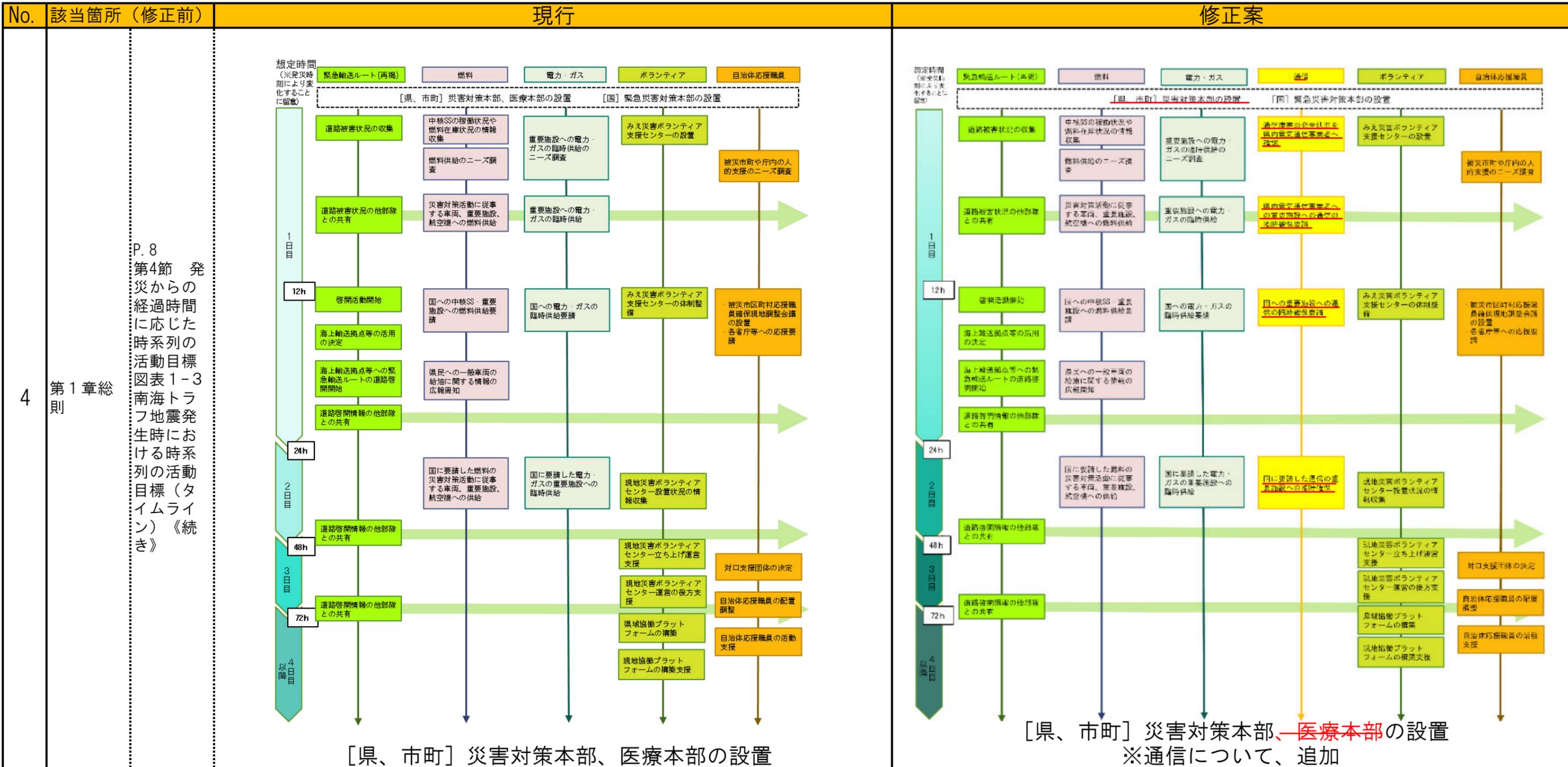
P.7 第4節 発災からの経過時間に応じた時系列の活動目標  
図表1-3 南海トラフ地震発生時における時系列の活動目標 (タイムライン)



[県、市町] 災害対策本部、医療本部の設置



[県、市町] 災害対策本部、~~医療本部~~の設置







番号	拠点区分	名称	所在地(住所)	メインルート		代替ルート1		代替ルート2	
				起点	距離(km)	起点	距離(km)	起点	距離(km)
1	県災害対策本部	三重県松阪庁舎	松阪市高町138	伊勢自動車道松阪IC	8.0	伊勢自動車道一志磯野IC	14.3	-	-
2	市町災害対策本部	松阪市役所	松阪市高町1340-1	伊勢自動車道松阪IC	5.7	伊勢自動車道一志磯野IC	13.6	-	-
3	救助活動拠点	松阪農業公園ベルファーム	松阪市伊勢町551-3	伊勢自動車道松阪IC	0.6	-	-	-	-
4	災害拠点病院	松阪市民病院	松阪市高町1550	伊勢自動車道松阪IC	5.5	伊勢自動車道一志磯野IC	13.9	-	-
5	災害拠点病院	済生会松阪総合病院	松阪市朝日町一區15-6	伊勢自動車道松阪IC	6.9	伊勢自動車道一志磯野IC	13.1	-	-
6	災害拠点病院	厚生連松阪中央総合病院	松阪市川合町字小室102	伊勢自動車道松阪IC	3.6	伊勢自動車道一志磯野IC	16.1	-	-
7	地域内輸送拠点(市町物資拠点)	松阪市クラギ文化ホール	松阪市川合町690	伊勢自動車道	71.9	伊勢自動車道	70.4	-	-
				株式会社日本ロジスティクス伊賀事業所	60.2	株式会社日本ロジスティクス伊賀事業所	61.0	-	-

番号	拠点区分	名称	所在地(住所)	メインルート		代替ルート1		代替ルート2	
				起点	距離(km)	起点	距離(km)	起点	距離(km)
1	県災害対策本部	三重県松阪庁舎	松阪市高町138	伊勢自動車道松阪IC	8.0	伊勢自動車道一志磯野IC	14.3	-	-
2	市町災害対策本部	松阪市役所	松阪市高町1340-1	伊勢自動車道松阪IC	5.7	伊勢自動車道一志磯野IC	13.6	-	-
3	救助活動拠点	松阪農業公園ベルファーム	松阪市伊勢町551-3	伊勢自動車道松阪IC	0.6	-	-	-	-
4	災害拠点病院	松阪市民病院	松阪市高町1550	伊勢自動車道松阪IC	5.5	伊勢自動車道一志磯野IC	13.9	-	-
5	災害拠点病院	済生会松阪総合病院	松阪市朝日町一區15-6	伊勢自動車道松阪IC	6.9	伊勢自動車道一志磯野IC	13.1	-	-
6	災害拠点病院	厚生連松阪中央総合病院	松阪市川合町字小室102	伊勢自動車道松阪IC	3.6	伊勢自動車道一志磯野IC	16.1	-	-
7	地域内輸送拠点(市町物資拠点)	松阪市クラギ文化ホール	松阪市川合町690	伊勢自動車道	71.9	伊勢自動車道	70.4	-	-
				株式会社日本ロジスティクス伊賀事業所	60.2	株式会社日本ロジスティクス伊賀事業所	61.0	-	-

※路線名の変更  
(国道)42号→(国道)166号

11 P.37 別表2-1 松阪市

三重県広域受援計画 2020年3月修正案 新旧対照表（第3章 救助・救急、消火活動）

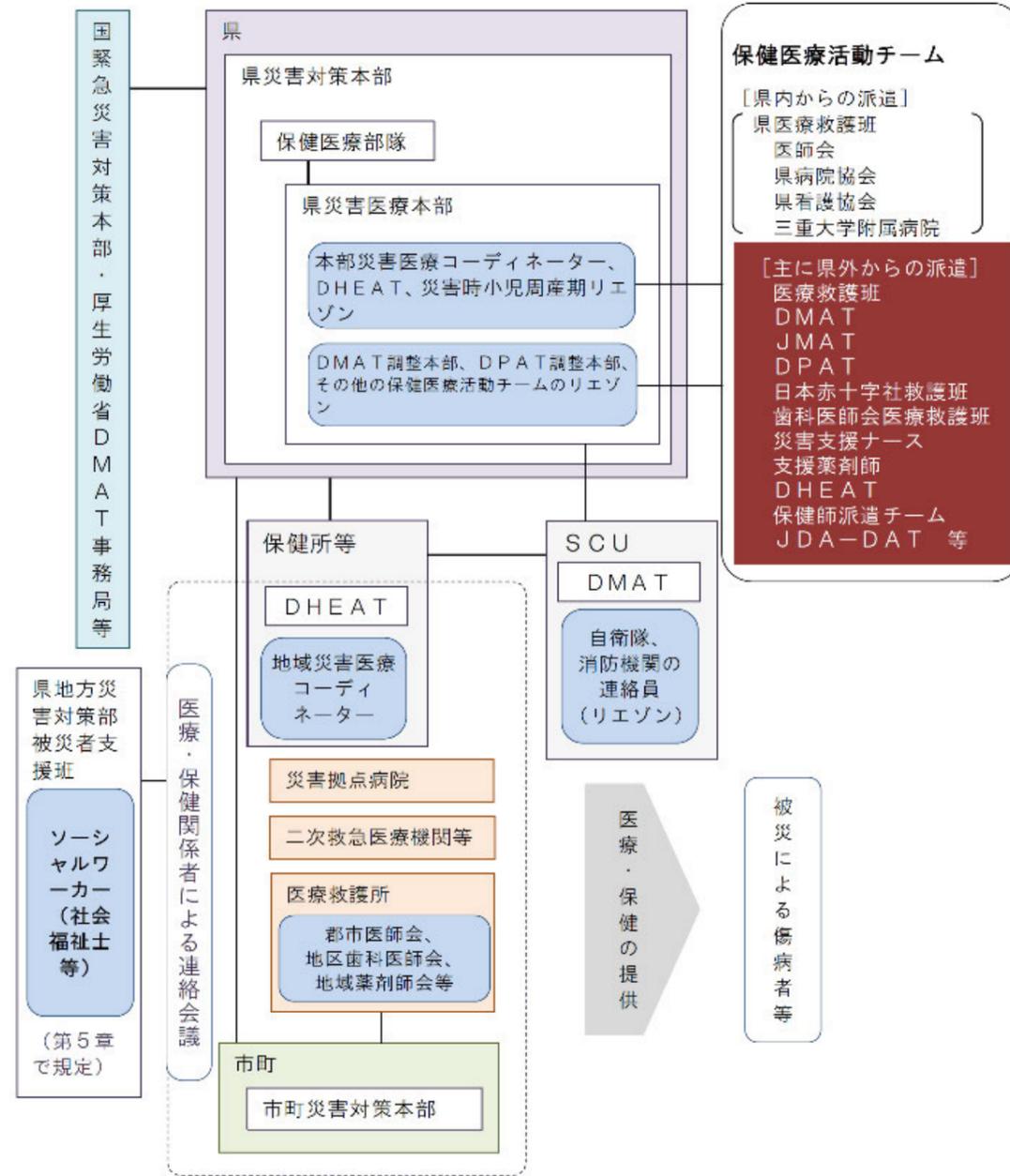
No.	該当箇所（修正前）	現行	修正案
12	第3章救助・救急、消火活動に関する計画 P. 55 第2節関係機関の役割	○現地調整所 複数の関係機関が同一の現場において円滑な連携を確保し、互いの活動内容の調整や情報共有を統括的に図るための場所	○現地調整所 複数の関係機関が同一の現場において円滑な連携を確保し、互いの活動内容の調整や情報共有を統括的に図るための場所 <u>※リエゾン、独自の通信手段を持参し状況によってその通信手段も協力する。</u>

三重県広域受援計画 2020年3月修正案 新旧対照表 (第4章 医療・保健)

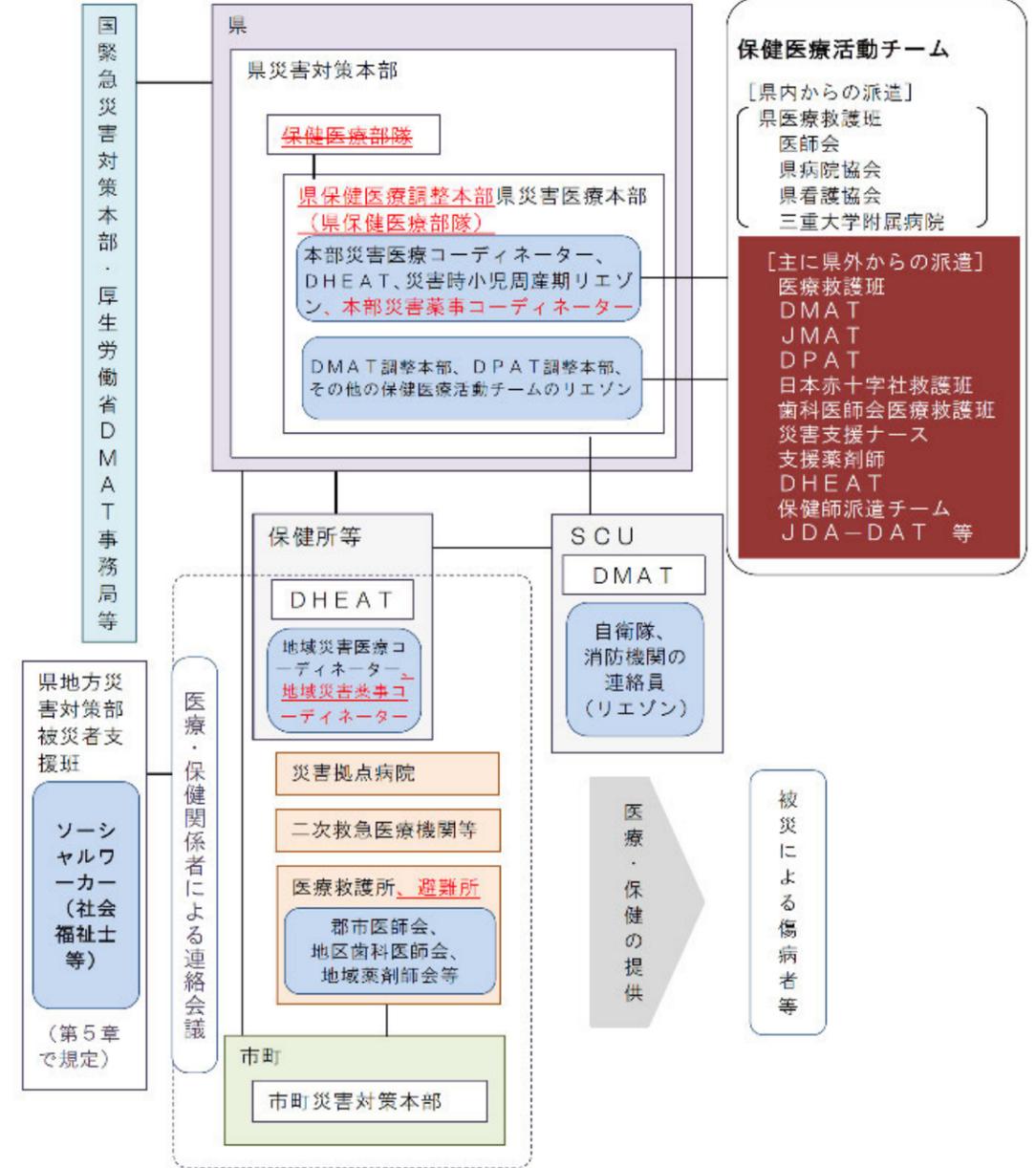
No.	該当箇所 (修正前)	現行	修正案																																												
13	第4章医療・保健活動に関する計画 P. 81 第1節 要旨 第1 目的	<p><b>第1 目的</b></p> <p>南海トラフ地震等の大規模災害発生時には、建物倒壊、土石流、津波、長期避難生活等による多数の傷病者の発生等、保健医療のニーズが急激に増大し県内の保健医療にかかる既存の資源のみでは対応できないことを想定しなければならない。</p> <p>このような想定の下、国や他自治体は、保健医療活動チーム（医療救護班、DMAT、DPATのほか、支援薬剤師、栄養・食生活支援活動チーム等を含む）の派遣、重症患者の受入れ等による応援を迅速に行い、被災地内の保健医療機能の維持・回復を支援することとしている。</p> <p>この「医療・保健活動に関する計画」は、県災害医療本部（以下、「医療本部」という。）が、災害医療コーディネーターの助言を得て、全国からの保健医療活動チームによる応援を円滑に受け入れることと、被災により増大した保健医療ニーズに対応できる機能の維持・回復を目的として、その受援及び支援活動等について定める。</p>	<p><b>第1 目的</b></p> <p>南海トラフ地震等の大規模災害発生時には、建物倒壊、土石流、津波、長期避難生活等による多数の傷病者の発生等、保健医療のニーズが急激に増大し県内の保健医療にかかる既存の資源のみでは対応できないことを想定しなければならない。</p> <p>このような想定の下、国や他自治体は、保健医療活動チーム（医療救護班、DMAT、DPATのほか、支援薬剤師、栄養・食生活支援活動チーム等を含む）の派遣、重症患者の受入れ等による応援を迅速に行い、被災地内の保健医療機能の維持・回復を支援することとしている。</p> <p>この「医療・保健活動に関する計画」は、<b>県保健医療調整本部（県保健医療部隊）</b><del>県災害医療本部（以下、「医療本部」という。）</del>が、災害医療コーディネーター等の助言を得て、全国からの保健医療活動チームによる応援を円滑に受け入れることと、被災により増大した保健医療ニーズに対応できる機能の維持・回復を目的として、その受援及び支援活動等について定める。</p>																																												
14	第4章医療・保健活動に関する計画 P. 81 第1節 要旨 第2 計画に基づく活動期間	<p>【タイムライン】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>行動項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">初動 (発災～発災後1日目)</td> <td>災害医療コーディネーター等への応援要請</td> </tr> <tr> <td>保健医療活動チームの派遣要請</td> </tr> <tr> <td>医療機関の被害状況等の収集・整理</td> </tr> <tr> <td>県民の医療機関へのアクセスにかかる情報等の収集</td> </tr> <tr> <td>緊急輸送ルート上の被害状況・啓開状況の情報収集と共有</td> </tr> <tr> <td>医療機関の被害状況の情報共有</td> </tr> <tr> <td>SCU候補地の被害状況の把握と情報共有</td> </tr> <tr> <td>医薬品備蓄場所の被害状況の把握と情報共有</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">受入れ調整 (発災～発災後2日目)</td> <td>保健医療活動チームの活動方針の決定</td> </tr> <tr> <td>DMATの受入れ</td> </tr> <tr> <td>その他の保健医療活動チームの受入れ</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">支援活動及び調整 (発災～発災後3日目以降)</td> <td>医療本部と保健医療活動チームとの情報共有</td> </tr> <tr> <td>保健所等の被災現場での関係者による連絡会議の開催</td> </tr> <tr> <td>重症患者や医療機関の被災に伴う入院患者の搬送</td> </tr> <tr> <td>広域医療搬送</td> </tr> <tr> <td>地域医療搬送</td> </tr> <tr> <td>医薬品等の確保・供給</td> </tr> </tbody> </table>	区分	行動項目	初動 (発災～発災後1日目)	災害医療コーディネーター等への応援要請	保健医療活動チームの派遣要請	医療機関の被害状況等の収集・整理	県民の医療機関へのアクセスにかかる情報等の収集	緊急輸送ルート上の被害状況・啓開状況の情報収集と共有	医療機関の被害状況の情報共有	SCU候補地の被害状況の把握と情報共有	医薬品備蓄場所の被害状況の把握と情報共有	受入れ調整 (発災～発災後2日目)	保健医療活動チームの活動方針の決定	DMATの受入れ	その他の保健医療活動チームの受入れ	支援活動及び調整 (発災～発災後3日目以降)	医療本部と保健医療活動チームとの情報共有	保健所等の被災現場での関係者による連絡会議の開催	重症患者や医療機関の被災に伴う入院患者の搬送	広域医療搬送	地域医療搬送	医薬品等の確保・供給	<p>【タイムライン】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>行動項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">初動 (発災～発災後1日目)</td> <td>災害医療コーディネーター等への応援要請</td> </tr> <tr> <td>保健医療活動チームの派遣要請</td> </tr> <tr> <td>医療機関の被害状況等の収集・整理</td> </tr> <tr> <td>県民の医療機関へのアクセスにかかる情報等の収集</td> </tr> <tr> <td>緊急輸送ルート上の被害状況・啓開状況の情報収集と共有</td> </tr> <tr> <td>医療機関の被害状況の情報共有</td> </tr> <tr> <td>SCU候補地の被害状況の把握と情報共有</td> </tr> <tr> <td>医薬品備蓄場所の被害状況の把握と情報共有</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">受入れ調整 (発災～発災後2日目)</td> <td>保健医療活動チームの活動方針の決定</td> </tr> <tr> <td>DMATの受入れ</td> </tr> <tr> <td>その他の保健医療活動チームの受入れ</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">支援活動及び調整 (発災～発災後3日目以降)</td> <td><b>県保健医療調整本部医療本部</b>と保健医療活動チームとの情報共有</td> </tr> <tr> <td>保健所等の被災現場での関係者による連絡会議の開催</td> </tr> <tr> <td>重症患者や医療機関の被災に伴う入院患者の搬送</td> </tr> <tr> <td>広域医療搬送</td> </tr> <tr> <td>地域医療搬送</td> </tr> <tr> <td>医薬品等の確保・供給</td> </tr> </tbody> </table>	区分	行動項目	初動 (発災～発災後1日目)	災害医療コーディネーター等への応援要請	保健医療活動チームの派遣要請	医療機関の被害状況等の収集・整理	県民の医療機関へのアクセスにかかる情報等の収集	緊急輸送ルート上の被害状況・啓開状況の情報収集と共有	医療機関の被害状況の情報共有	SCU候補地の被害状況の把握と情報共有	医薬品備蓄場所の被害状況の把握と情報共有	受入れ調整 (発災～発災後2日目)	保健医療活動チームの活動方針の決定	DMATの受入れ	その他の保健医療活動チームの受入れ	支援活動及び調整 (発災～発災後3日目以降)	<b>県保健医療調整本部医療本部</b> と保健医療活動チームとの情報共有	保健所等の被災現場での関係者による連絡会議の開催	重症患者や医療機関の被災に伴う入院患者の搬送	広域医療搬送	地域医療搬送	医薬品等の確保・供給
区分	行動項目																																														
初動 (発災～発災後1日目)	災害医療コーディネーター等への応援要請																																														
	保健医療活動チームの派遣要請																																														
	医療機関の被害状況等の収集・整理																																														
	県民の医療機関へのアクセスにかかる情報等の収集																																														
	緊急輸送ルート上の被害状況・啓開状況の情報収集と共有																																														
	医療機関の被害状況の情報共有																																														
	SCU候補地の被害状況の把握と情報共有																																														
	医薬品備蓄場所の被害状況の把握と情報共有																																														
受入れ調整 (発災～発災後2日目)	保健医療活動チームの活動方針の決定																																														
	DMATの受入れ																																														
	その他の保健医療活動チームの受入れ																																														
支援活動及び調整 (発災～発災後3日目以降)	医療本部と保健医療活動チームとの情報共有																																														
	保健所等の被災現場での関係者による連絡会議の開催																																														
	重症患者や医療機関の被災に伴う入院患者の搬送																																														
	広域医療搬送																																														
	地域医療搬送																																														
医薬品等の確保・供給																																															
区分	行動項目																																														
初動 (発災～発災後1日目)	災害医療コーディネーター等への応援要請																																														
	保健医療活動チームの派遣要請																																														
	医療機関の被害状況等の収集・整理																																														
	県民の医療機関へのアクセスにかかる情報等の収集																																														
	緊急輸送ルート上の被害状況・啓開状況の情報収集と共有																																														
	医療機関の被害状況の情報共有																																														
	SCU候補地の被害状況の把握と情報共有																																														
	医薬品備蓄場所の被害状況の把握と情報共有																																														
受入れ調整 (発災～発災後2日目)	保健医療活動チームの活動方針の決定																																														
	DMATの受入れ																																														
	その他の保健医療活動チームの受入れ																																														
支援活動及び調整 (発災～発災後3日目以降)	<b>県保健医療調整本部医療本部</b> と保健医療活動チームとの情報共有																																														
	保健所等の被災現場での関係者による連絡会議の開催																																														
	重症患者や医療機関の被災に伴う入院患者の搬送																																														
	広域医療搬送																																														
	地域医療搬送																																														
医薬品等の確保・供給																																															
15	第4章医療・保健活動に関する計画 P. 82 第1節 要旨 第3 概要 1 国・県・市町の活動の概要	<p>(1) 活動内容</p> <p>国は、緊急災害対策本部及び政府現地対策本部を中心に、県境を越えるDMAT派遣、広域医療搬送等、広域にわたる活動の調整を行う。</p> <p>非被災都道府県は、管内の保健医療活動チーム派遣、被災地からの重症患者の受入れ等の後方医療活動を行う。</p> <p>県は、県に派遣された保健医療活動チームの活動調整等を含め、被災地内における医療機関への支援を行う。</p> <p>市町は、医療救護所の設置・運営、被災者ニーズの把握を行い、地域災害医療コーディネーターとの連携、医療本部との連携を行う。</p>	<p>(1) 活動内容</p> <p>国は、緊急災害対策本部及び政府現地対策本部を中心に、県境を越えるDMAT派遣、広域医療搬送等、広域にわたる活動の調整を行う。</p> <p>非被災都道府県は、管内の保健医療活動チーム派遣、被災地からの重症患者の受入れ等の後方医療活動を行う。</p> <p>県は、県に派遣された保健医療活動チームの活動調整等を含め、被災地内における医療機関、<b>医療救護所、避難所等</b>への支援を行う。</p> <p>市町は、医療救護所の設置・運営、被災者ニーズの把握を行い、<b>保健所等及び</b>地域災害医療コーディネーターとの連携、<b>県保健医療調整本部医療本部</b>との連携を行う。</p>																																												

No.	該当箇所 (修正前)	現行	修正案
16	<p>第4章 医療・保健活動に関する計画</p> <p>P. 83 2 医療・保健活動の流れ</p>	<p>図表4-1 医療・保健活動の流れ</p> <p>この図表は、国緊急災害対策本部・広域の医療調整、県災害医療本部、保健医療活動チーム、保健所等、災害拠点病院、医療救護所、被災地支援部隊など間の連携と患者搬送のフローを示しています。①医療支援、②参加、③情報共有、④支援、⑤広域医療搬送の要請、⑥広域医療搬送の調整の順に進みます。</p>	<p>図表4-1 医療・保健活動の流れ</p> <p>この図表は、国緊急災害対策本部・広域の医療調整、<b>県保健医療調整本部県災害医療本部 (県保健医療部隊)</b>、保健医療活動チーム、保健所等、災害拠点病院、医療救護所、被災地支援部隊など間の連携と患者搬送のフローを示しています。①医療支援、②参加、③情報共有、④支援、⑤広域医療搬送の要請、⑥広域医療搬送の調整の順に進みます。</p>
17			

図表4-2 医療・保健活動における国・県・市町・医療機関の体制



図表4-2 医療・保健活動における国・県・市町・医療機関の体制



No.	該当箇所（修正前）	現行	修正案																																																
19	第4章医療・保健活動に関する計画 P. 85 第2節 関係機関の役割 第1 指揮又は調整を行う機関	<p>1 県</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関係機関</th> <th>主な役割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県災害医療本部<sup>6</sup></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>県内の被害状況の把握</li> <li>保健医療活動チームへの応援要請</li> <li>緊急輸送ルートの被害状況・啓開状況の情報収集と共有</li> <li>県内で活動する保健医療活動チームへの支援活動の総括</li> <li>本部災害医療コーディネーター、統括DMAT及びDPAT統括者と連携</li> <li>保健医療活動チームの受入れと活動調整</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>県庁</td> <td></td> </tr> <tr> <td>本部災害医療コーディネーター</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>医療本部において、地域からの情報を踏まえた県全体の保健医療活動に関して助言及び支援</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>災害時小児周産期リエゾン</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>医療本部において、搬送や治療が必要な妊産婦や乳幼児の情報を集め、被災地内外の医療機関と調整</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>DMAT調整本部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>DMATの活動調整と県災害医療本部との情報共有</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>DPAT調整本部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>DPATの活動調整と県災害医療本部との情報共有</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>DMATとDPAT以外の保健医療活動チームの連絡員（リエゾン）</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>県内で活動する保健医療活動チーム（DMAT、DPATを除く）との連絡・調整</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>地域</td> <td></td> </tr> <tr> <td>保健所等<sup>7</sup></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>管内における災害拠点病院等の情報収集と支援</li> <li>地域災害医療コーディネーターと連携して活動調整</li> <li>SCU候補地の情報収集、SCUの設置・運営</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>地域災害医療コーディネーター<sup>8</sup></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>保健所等において、地域内の保健医療活動に関して助言及び支援</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	関係機関	主な役割	県災害医療本部 <sup>6</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県内の被害状況の把握</li> <li>保健医療活動チームへの応援要請</li> <li>緊急輸送ルートの被害状況・啓開状況の情報収集と共有</li> <li>県内で活動する保健医療活動チームへの支援活動の総括</li> <li>本部災害医療コーディネーター、統括DMAT及びDPAT統括者と連携</li> <li>保健医療活動チームの受入れと活動調整</li> </ul>	県庁		本部災害医療コーディネーター	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療本部において、地域からの情報を踏まえた県全体の保健医療活動に関して助言及び支援</li> </ul>	災害時小児周産期リエゾン	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療本部において、搬送や治療が必要な妊産婦や乳幼児の情報を集め、被災地内外の医療機関と調整</li> </ul>	DMAT調整本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>DMATの活動調整と県災害医療本部との情報共有</li> </ul>	DPAT調整本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>DPATの活動調整と県災害医療本部との情報共有</li> </ul>	DMATとDPAT以外の保健医療活動チームの連絡員（リエゾン）	<ul style="list-style-type: none"> <li>県内で活動する保健医療活動チーム（DMAT、DPATを除く）との連絡・調整</li> </ul>	地域		保健所等 <sup>7</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>管内における災害拠点病院等の情報収集と支援</li> <li>地域災害医療コーディネーターと連携して活動調整</li> <li>SCU候補地の情報収集、SCUの設置・運営</li> </ul>	地域災害医療コーディネーター <sup>8</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保健所等において、地域内の保健医療活動に関して助言及び支援</li> </ul>	<p>1 県</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関係機関</th> <th>主な役割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県保健医療調整本部 <u>（県保健医療部隊）</u> <del>県災害医療本部<sup>6</sup></del></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>県内の被害状況の把握</li> <li>保健医療活動チームへの応援要請</li> <li>緊急輸送ルートの被害状況・啓開状況の情報収集と共有</li> <li>県内で活動する保健医療活動チームへの支援活動の総括</li> <li>本部災害医療コーディネーター、統括DMAT及びDPAT統括者と連携</li> <li>保健医療活動チームの受入れと活動調整</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>県庁</td> <td></td> </tr> <tr> <td>本部災害医療コーディネーター</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>県保健医療調整本部医療本部において、地域からの情報を踏まえた県全体の保健医療活動に関して助言及び支援</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>災害時小児周産期リエゾン</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>県保健医療調整本部において、小児・周産期医療に関して本部災害医療コーディネーターをサポート</li> <li>搬送や治療が必要な妊産婦や乳幼児の情報を集め、被災地内外の医療機関と調整</li> <li><del>医療本部において、搬送や治療が必要な妊産婦や乳幼児の情報を集め、被災地内外の医療機関と調整</del></li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>本部災害薬事コーディネーター</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>県保健医療調整本部において、地域からの情報を踏まえ、県全体の医薬品等の迅速かつ円滑な供給に関して助言等</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>DMAT調整本部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>DMATの活動調整と県保健医療調整本部県災害医療本部との情報共有</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>DPAT調整本部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>DPATの活動調整と県保健医療調整本部県災害医療本部との情報共有</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>DMATとDPAT以外の保健医療活動チームの連絡員（リエゾン）</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>県内で活動する保健医療活動チーム（DMAT、DPATを除く）との連絡・調整</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>地域</td> <td></td> </tr> <tr> <td>保健所等<sup>7</sup></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>管内における災害拠点病院等の情報収集と支援</li> <li>地域災害医療コーディネーターと連携して活動調整</li> <li>SCU候補地の情報収集、SCUの設置・運営</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>地域災害医療コーディネーター<sup>8</sup></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>保健所等において、地域内の保健医療活動に関して助言及び支援</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>地域災害薬事コーディネーター<sup>9</sup></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>保健所等において、地域内の医薬品等の迅速かつ円滑な供給に関して助言等</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	関係機関	主な役割	県保健医療調整本部 <u>（県保健医療部隊）</u> <del>県災害医療本部<sup>6</sup></del>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県内の被害状況の把握</li> <li>保健医療活動チームへの応援要請</li> <li>緊急輸送ルートの被害状況・啓開状況の情報収集と共有</li> <li>県内で活動する保健医療活動チームへの支援活動の総括</li> <li>本部災害医療コーディネーター、統括DMAT及びDPAT統括者と連携</li> <li>保健医療活動チームの受入れと活動調整</li> </ul>	県庁		本部災害医療コーディネーター	<ul style="list-style-type: none"> <li>県保健医療調整本部医療本部において、地域からの情報を踏まえた県全体の保健医療活動に関して助言及び支援</li> </ul>	災害時小児周産期リエゾン	<ul style="list-style-type: none"> <li>県保健医療調整本部において、小児・周産期医療に関して本部災害医療コーディネーターをサポート</li> <li>搬送や治療が必要な妊産婦や乳幼児の情報を集め、被災地内外の医療機関と調整</li> <li><del>医療本部において、搬送や治療が必要な妊産婦や乳幼児の情報を集め、被災地内外の医療機関と調整</del></li> </ul>	本部災害薬事コーディネーター	<ul style="list-style-type: none"> <li>県保健医療調整本部において、地域からの情報を踏まえ、県全体の医薬品等の迅速かつ円滑な供給に関して助言等</li> </ul>	DMAT調整本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>DMATの活動調整と県保健医療調整本部県災害医療本部との情報共有</li> </ul>	DPAT調整本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>DPATの活動調整と県保健医療調整本部県災害医療本部との情報共有</li> </ul>	DMATとDPAT以外の保健医療活動チームの連絡員（リエゾン）	<ul style="list-style-type: none"> <li>県内で活動する保健医療活動チーム（DMAT、DPATを除く）との連絡・調整</li> </ul>	地域		保健所等 <sup>7</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>管内における災害拠点病院等の情報収集と支援</li> <li>地域災害医療コーディネーターと連携して活動調整</li> <li>SCU候補地の情報収集、SCUの設置・運営</li> </ul>	地域災害医療コーディネーター <sup>8</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保健所等において、地域内の保健医療活動に関して助言及び支援</li> </ul>	地域災害薬事コーディネーター <sup>9</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保健所等において、地域内の医薬品等の迅速かつ円滑な供給に関して助言等</li> </ul>
関係機関	主な役割																																																		
県災害医療本部 <sup>6</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県内の被害状況の把握</li> <li>保健医療活動チームへの応援要請</li> <li>緊急輸送ルートの被害状況・啓開状況の情報収集と共有</li> <li>県内で活動する保健医療活動チームへの支援活動の総括</li> <li>本部災害医療コーディネーター、統括DMAT及びDPAT統括者と連携</li> <li>保健医療活動チームの受入れと活動調整</li> </ul>																																																		
県庁																																																			
本部災害医療コーディネーター	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療本部において、地域からの情報を踏まえた県全体の保健医療活動に関して助言及び支援</li> </ul>																																																		
災害時小児周産期リエゾン	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療本部において、搬送や治療が必要な妊産婦や乳幼児の情報を集め、被災地内外の医療機関と調整</li> </ul>																																																		
DMAT調整本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>DMATの活動調整と県災害医療本部との情報共有</li> </ul>																																																		
DPAT調整本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>DPATの活動調整と県災害医療本部との情報共有</li> </ul>																																																		
DMATとDPAT以外の保健医療活動チームの連絡員（リエゾン）	<ul style="list-style-type: none"> <li>県内で活動する保健医療活動チーム（DMAT、DPATを除く）との連絡・調整</li> </ul>																																																		
地域																																																			
保健所等 <sup>7</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>管内における災害拠点病院等の情報収集と支援</li> <li>地域災害医療コーディネーターと連携して活動調整</li> <li>SCU候補地の情報収集、SCUの設置・運営</li> </ul>																																																		
地域災害医療コーディネーター <sup>8</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保健所等において、地域内の保健医療活動に関して助言及び支援</li> </ul>																																																		
関係機関	主な役割																																																		
県保健医療調整本部 <u>（県保健医療部隊）</u> <del>県災害医療本部<sup>6</sup></del>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県内の被害状況の把握</li> <li>保健医療活動チームへの応援要請</li> <li>緊急輸送ルートの被害状況・啓開状況の情報収集と共有</li> <li>県内で活動する保健医療活動チームへの支援活動の総括</li> <li>本部災害医療コーディネーター、統括DMAT及びDPAT統括者と連携</li> <li>保健医療活動チームの受入れと活動調整</li> </ul>																																																		
県庁																																																			
本部災害医療コーディネーター	<ul style="list-style-type: none"> <li>県保健医療調整本部医療本部において、地域からの情報を踏まえた県全体の保健医療活動に関して助言及び支援</li> </ul>																																																		
災害時小児周産期リエゾン	<ul style="list-style-type: none"> <li>県保健医療調整本部において、小児・周産期医療に関して本部災害医療コーディネーターをサポート</li> <li>搬送や治療が必要な妊産婦や乳幼児の情報を集め、被災地内外の医療機関と調整</li> <li><del>医療本部において、搬送や治療が必要な妊産婦や乳幼児の情報を集め、被災地内外の医療機関と調整</del></li> </ul>																																																		
本部災害薬事コーディネーター	<ul style="list-style-type: none"> <li>県保健医療調整本部において、地域からの情報を踏まえ、県全体の医薬品等の迅速かつ円滑な供給に関して助言等</li> </ul>																																																		
DMAT調整本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>DMATの活動調整と県保健医療調整本部県災害医療本部との情報共有</li> </ul>																																																		
DPAT調整本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>DPATの活動調整と県保健医療調整本部県災害医療本部との情報共有</li> </ul>																																																		
DMATとDPAT以外の保健医療活動チームの連絡員（リエゾン）	<ul style="list-style-type: none"> <li>県内で活動する保健医療活動チーム（DMAT、DPATを除く）との連絡・調整</li> </ul>																																																		
地域																																																			
保健所等 <sup>7</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>管内における災害拠点病院等の情報収集と支援</li> <li>地域災害医療コーディネーターと連携して活動調整</li> <li>SCU候補地の情報収集、SCUの設置・運営</li> </ul>																																																		
地域災害医療コーディネーター <sup>8</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保健所等において、地域内の保健医療活動に関して助言及び支援</li> </ul>																																																		
地域災害薬事コーディネーター <sup>9</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保健所等において、地域内の医薬品等の迅速かつ円滑な供給に関して助言等</li> </ul>																																																		
20	第4章医療・保健活動に関する計画 P. 85 第2節 関係機関の役割 第1 指揮又は調整を行う機関	<p><sup>6</sup>県災害医療本部：県災害対策本部内に設置する保健医療部隊とほぼ同様の職員（保健医療部隊から医療保健部長、病院事業庁長を除く）で構成。 <sup>7</sup>保健所等：県が設置する8保健所（桑名、鈴鹿、津、松阪、伊勢、伊賀、尾鷲、熊野）と北勢福祉事務所（四日市市を担当区域に含む）。 <sup>8</sup>地域災害医療コーディネーター：おおむね保健所単位に配置。</p>	<p><sup>6</sup>県保健医療調整本部：大規模災害時における保健医療活動の総合調整を行う本部で、厚生労働省通知により各都道府県に設置が求められており、県災害対策本部保健医療部隊が当該本部を兼ねる。 <del>県災害医療本部：県災害対策本部内に設置する保健医療部隊とほぼ同様の職員（保健医療部隊から医療保健部長、病院事業庁長を除く）で構成。</del> <sup>7</sup>保健所等：県が設置する8保健所（桑名、鈴鹿、津、松阪、伊勢、伊賀、尾鷲、熊野）と北勢福祉事務所（四日市市を担当区域に含む）。 <sup>8</sup>地域災害医療コーディネーター：おおむね保健所単位に配置。 <sup>9</sup>地域災害薬事コーディネーター：おおむね保健所単位に配置。</p>																																																

No.	該当箇所 (修正前)	現行	修正案																																																																																																																								
21	第4章医療・保健活動に関する計画 P.86 第2節 関係機関の役割 第2 被災地で保健医療活動を行う機関	<p><b>第2 被災地で保健医療活動を行う機関 (保健医療活動チーム)</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保健医療活動チーム</th> <th>任務</th> <th>全国組織</th> <th>他都道府県組織</th> <th>県内組織</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>DMAT</td> <td>急性期の災害医療(現場医療支援、災害拠点病院支援、地域広域医療搬送)</td> <td>厚生労働省DMAT事務局</td> <td>都道府県DMAT</td> <td>三重DMAT</td> </tr> <tr> <td>JMAT</td> <td>診療、衛生管理</td> <td>日本医師会</td> <td>都道府県JMAT</td> <td>三重JMAT</td> </tr> <tr> <td>DPAT</td> <td>精神科医療の提供と精神保健活動の支援</td> <td>厚生労働省DPAT事務局</td> <td>都道府県DPAT</td> <td>三重DPAT</td> </tr> <tr> <td>日本赤十字社救護班</td> <td>救護所や避難所での救護・診療</td> <td>日本赤十字社</td> <td>日本赤十字社都道府県支部</td> <td>日本赤十字社三重県支部</td> </tr> <tr> <td>歯科医師会医療救護班</td> <td>歯科保健医療活動、身元確認活動</td> <td>日本歯科医師会</td> <td>都道府県歯科医師会</td> <td>三重県歯科医師会</td> </tr> <tr> <td>災害支援ナース</td> <td>看護支援活動</td> <td>日本看護協会</td> <td>都道府県看護協会</td> <td>三重県看護協会</td> </tr> <tr> <td>支援薬剤師</td> <td>支援薬剤師活動</td> <td>日本薬剤師会</td> <td>都道府県薬剤師会</td> <td>三重県薬剤師会</td> </tr> <tr> <td>DHEAT</td> <td>医療本部及び保健所等の指揮調整機能等の補佐</td> <td>厚生労働省全国知事会</td> <td>都道府県保健所設置市</td> <td>三重県四日市市</td> </tr> <tr> <td>保健師派遣チーム</td> <td>健康管理、保健予防活動</td> <td>厚生労働省全国知事会</td> <td>都道府県保健所設置市</td> <td>三重県四日市市</td> </tr> <tr> <td>JDA-DAT</td> <td>栄養・食生活支援活動</td> <td>日本栄養士会</td> <td>都道府県栄養士会</td> <td>三重県栄養士会</td> </tr> <tr> <td>医療救護班<sup>9</sup></td> <td>医療救護</td> <td>全国知事会</td> <td>都道府県医療救護班</td> <td>三重県医療救護班</td> </tr> </tbody> </table>	保健医療活動チーム	任務	全国組織	他都道府県組織	県内組織	DMAT	急性期の災害医療(現場医療支援、災害拠点病院支援、地域広域医療搬送)	厚生労働省DMAT事務局	都道府県DMAT	三重DMAT	JMAT	診療、衛生管理	日本医師会	都道府県JMAT	三重JMAT	DPAT	精神科医療の提供と精神保健活動の支援	厚生労働省DPAT事務局	都道府県DPAT	三重DPAT	日本赤十字社救護班	救護所や避難所での救護・診療	日本赤十字社	日本赤十字社都道府県支部	日本赤十字社三重県支部	歯科医師会医療救護班	歯科保健医療活動、身元確認活動	日本歯科医師会	都道府県歯科医師会	三重県歯科医師会	災害支援ナース	看護支援活動	日本看護協会	都道府県看護協会	三重県看護協会	支援薬剤師	支援薬剤師活動	日本薬剤師会	都道府県薬剤師会	三重県薬剤師会	DHEAT	医療本部及び保健所等の指揮調整機能等の補佐	厚生労働省全国知事会	都道府県保健所設置市	三重県四日市市	保健師派遣チーム	健康管理、保健予防活動	厚生労働省全国知事会	都道府県保健所設置市	三重県四日市市	JDA-DAT	栄養・食生活支援活動	日本栄養士会	都道府県栄養士会	三重県栄養士会	医療救護班 <sup>9</sup>	医療救護	全国知事会	都道府県医療救護班	三重県医療救護班	<p><b>第2 被災地で保健医療活動を行う機関 (保健医療活動チーム)</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保健医療活動チーム</th> <th>任務</th> <th>全国組織</th> <th>他都道府県組織</th> <th>県内組織</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>DMAT</td> <td>急性期の災害医療(現場医療支援、災害拠点病院支援、地域広域医療搬送)</td> <td>厚生労働省DMAT事務局</td> <td>都道府県DMAT</td> <td>三重DMAT</td> </tr> <tr> <td>JMAT</td> <td>診療、衛生管理</td> <td>日本医師会</td> <td>都道府県JMAT</td> <td>三重JMAT</td> </tr> <tr> <td>DPAT</td> <td>精神科医療の提供と精神保健活動の支援</td> <td>厚生労働省DPAT事務局</td> <td>都道府県DPAT</td> <td>三重DPAT</td> </tr> <tr> <td>日本赤十字社救護班</td> <td>救護所や避難所での救護・診療</td> <td>日本赤十字社</td> <td>日本赤十字社都道府県支部</td> <td>日本赤十字社三重県支部</td> </tr> <tr> <td>歯科医師会医療救護班</td> <td>歯科保健医療活動、身元確認活動</td> <td>日本歯科医師会</td> <td>都道府県歯科医師会</td> <td>三重県歯科医師会</td> </tr> <tr> <td>災害支援ナース</td> <td>看護支援活動</td> <td>日本看護協会</td> <td>都道府県看護協会</td> <td>三重県看護協会</td> </tr> <tr> <td>支援薬剤師</td> <td>支援薬剤師活動</td> <td>日本薬剤師会</td> <td>都道府県薬剤師会</td> <td>三重県薬剤師会</td> </tr> <tr> <td>DHEAT</td> <td><b>県保健医療調整本部医療本部</b>及び保健所等の指揮調整機能等の補佐</td> <td>厚生労働省全国知事会</td> <td>都道府県保健所設置市</td> <td>三重県四日市市</td> </tr> <tr> <td>保健師派遣チーム</td> <td>健康管理、保健予防活動</td> <td>厚生労働省全国知事会</td> <td>都道府県保健所設置市</td> <td>三重県四日市市</td> </tr> <tr> <td>JDA-DAT</td> <td>栄養・食生活支援活動</td> <td>日本栄養士会</td> <td>都道府県栄養士会</td> <td>三重県栄養士会</td> </tr> <tr> <td>医療救護班<sup>10</sup></td> <td>医療救護</td> <td>全国知事会</td> <td>都道府県医療救護班</td> <td>三重県医療救護班</td> </tr> </tbody> </table>	保健医療活動チーム	任務	全国組織	他都道府県組織	県内組織	DMAT	急性期の災害医療(現場医療支援、災害拠点病院支援、地域広域医療搬送)	厚生労働省DMAT事務局	都道府県DMAT	三重DMAT	JMAT	診療、衛生管理	日本医師会	都道府県JMAT	三重JMAT	DPAT	精神科医療の提供と精神保健活動の支援	厚生労働省DPAT事務局	都道府県DPAT	三重DPAT	日本赤十字社救護班	救護所や避難所での救護・診療	日本赤十字社	日本赤十字社都道府県支部	日本赤十字社三重県支部	歯科医師会医療救護班	歯科保健医療活動、身元確認活動	日本歯科医師会	都道府県歯科医師会	三重県歯科医師会	災害支援ナース	看護支援活動	日本看護協会	都道府県看護協会	三重県看護協会	支援薬剤師	支援薬剤師活動	日本薬剤師会	都道府県薬剤師会	三重県薬剤師会	DHEAT	<b>県保健医療調整本部医療本部</b> 及び保健所等の指揮調整機能等の補佐	厚生労働省全国知事会	都道府県保健所設置市	三重県四日市市	保健師派遣チーム	健康管理、保健予防活動	厚生労働省全国知事会	都道府県保健所設置市	三重県四日市市	JDA-DAT	栄養・食生活支援活動	日本栄養士会	都道府県栄養士会	三重県栄養士会	医療救護班 <sup>10</sup>	医療救護	全国知事会	都道府県医療救護班	三重県医療救護班
保健医療活動チーム	任務	全国組織	他都道府県組織	県内組織																																																																																																																							
DMAT	急性期の災害医療(現場医療支援、災害拠点病院支援、地域広域医療搬送)	厚生労働省DMAT事務局	都道府県DMAT	三重DMAT																																																																																																																							
JMAT	診療、衛生管理	日本医師会	都道府県JMAT	三重JMAT																																																																																																																							
DPAT	精神科医療の提供と精神保健活動の支援	厚生労働省DPAT事務局	都道府県DPAT	三重DPAT																																																																																																																							
日本赤十字社救護班	救護所や避難所での救護・診療	日本赤十字社	日本赤十字社都道府県支部	日本赤十字社三重県支部																																																																																																																							
歯科医師会医療救護班	歯科保健医療活動、身元確認活動	日本歯科医師会	都道府県歯科医師会	三重県歯科医師会																																																																																																																							
災害支援ナース	看護支援活動	日本看護協会	都道府県看護協会	三重県看護協会																																																																																																																							
支援薬剤師	支援薬剤師活動	日本薬剤師会	都道府県薬剤師会	三重県薬剤師会																																																																																																																							
DHEAT	医療本部及び保健所等の指揮調整機能等の補佐	厚生労働省全国知事会	都道府県保健所設置市	三重県四日市市																																																																																																																							
保健師派遣チーム	健康管理、保健予防活動	厚生労働省全国知事会	都道府県保健所設置市	三重県四日市市																																																																																																																							
JDA-DAT	栄養・食生活支援活動	日本栄養士会	都道府県栄養士会	三重県栄養士会																																																																																																																							
医療救護班 <sup>9</sup>	医療救護	全国知事会	都道府県医療救護班	三重県医療救護班																																																																																																																							
保健医療活動チーム	任務	全国組織	他都道府県組織	県内組織																																																																																																																							
DMAT	急性期の災害医療(現場医療支援、災害拠点病院支援、地域広域医療搬送)	厚生労働省DMAT事務局	都道府県DMAT	三重DMAT																																																																																																																							
JMAT	診療、衛生管理	日本医師会	都道府県JMAT	三重JMAT																																																																																																																							
DPAT	精神科医療の提供と精神保健活動の支援	厚生労働省DPAT事務局	都道府県DPAT	三重DPAT																																																																																																																							
日本赤十字社救護班	救護所や避難所での救護・診療	日本赤十字社	日本赤十字社都道府県支部	日本赤十字社三重県支部																																																																																																																							
歯科医師会医療救護班	歯科保健医療活動、身元確認活動	日本歯科医師会	都道府県歯科医師会	三重県歯科医師会																																																																																																																							
災害支援ナース	看護支援活動	日本看護協会	都道府県看護協会	三重県看護協会																																																																																																																							
支援薬剤師	支援薬剤師活動	日本薬剤師会	都道府県薬剤師会	三重県薬剤師会																																																																																																																							
DHEAT	<b>県保健医療調整本部医療本部</b> 及び保健所等の指揮調整機能等の補佐	厚生労働省全国知事会	都道府県保健所設置市	三重県四日市市																																																																																																																							
保健師派遣チーム	健康管理、保健予防活動	厚生労働省全国知事会	都道府県保健所設置市	三重県四日市市																																																																																																																							
JDA-DAT	栄養・食生活支援活動	日本栄養士会	都道府県栄養士会	三重県栄養士会																																																																																																																							
医療救護班 <sup>10</sup>	医療救護	全国知事会	都道府県医療救護班	三重県医療救護班																																																																																																																							
22	第4章医療・保健活動に関する計画 P.87 第3節 初動 第1 応援要請	<p>1 応援要請</p> <p>医療本部は、本部災害医療コーディネーター又は統括DMAT、DPAT統括者に、医療本部への協力を要請する。保健所等は、地域災害医療コーディネーターに、保健所等への協力を要請する。</p>	<p>1 応援要請</p> <p><b>県保健医療調整本部医療本部</b>は、本部災害医療コーディネーター又は統括DMAT、DPAT統括者に、医療本部への協力を要請する。保健所等は、地域災害医療コーディネーターに、保健所等への協力を要請する。</p>																																																																																																																								
23	P.87 第3節 初動 第1 応援要請	<p>2 保健医療活動チームの派遣要請</p> <p>医療本部は、EMIS等により被害状況を確認しつつ、本部災害医療コーディネーター又は統括DMAT、DPAT統括者の助言を得て、EMISやJ-SPEED(DMHSSの廃止に伴い、2018年4月から運用が開始された災害時診療概況報告システム)等を用いて、保健医療活動チームに派遣要請を行う。</p>	<p>2 保健医療活動チームの派遣要請</p> <p>医療本部は、EMIS等により被害状況を確認しつつ、本部災害医療コーディネーター又は統括DMAT、DPAT統括者の助言を得て、<b>EMISやJ-SPEED(DMHSSの廃止に伴い、2018年4月から運用が開始された災害時診療概況報告システム)等を用いて、保健医療活動チームの派遣要請を行う。</b></p>																																																																																																																								

No.	該当箇所（修正前）	現行	修正案																																																																								
24	第4章医療・保健活動に関する計画 P. 87 第3節 初動 第1 応援要請 図表4-3	<p>図表4-3 保健医療活動チームの派遣要請の流れ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保健医療活動チーム</th> <th>県からの派遣要請の流れ</th> <th>各保健医療活動チームの調整担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>DMA T</td> <td>医療本部→厚生労働省DMA T事務局→都道府県、文部科学省、国立病院機構等</td> <td>DMA T調整本部</td> </tr> <tr> <td>JMA T</td> <td>医療本部→三重県医師会→日本医師会→都道府県医師会</td> <td>三重県医師会</td> </tr> <tr> <td>DPAT</td> <td>医療本部→厚生労働省DPAT事務局→都道府県</td> <td>DPAT調整本部</td> </tr> <tr> <td>日本赤十字社救護班</td> <td>医療本部→日本赤十字社三重県支部→中部支部</td> <td>日本赤十字社三重県支部</td> </tr> <tr> <td>歯科医師会医療救護班</td> <td>医療本部→三重県歯科医師会→日本歯科医師会→都道府県歯科医師会</td> <td>三重県歯科医師会</td> </tr> <tr> <td>災害支援ナース</td> <td>医療本部→三重県看護協会→日本看護協会→都道府県看護協会</td> <td>三重県看護協会</td> </tr> <tr> <td>支援薬剤師</td> <td>医療本部→三重県薬剤師会→日本薬剤師会→都道府県薬剤師会</td> <td>三重県薬剤師会</td> </tr> <tr> <td>DHEAT</td> <td>医療本部→厚生労働省又は全国知事会→都道府県・保健所設置市</td> <td>三重県災害医療本部</td> </tr> <tr> <td>保健師派遣チーム</td> <td>医療本部→厚生労働省又は全国知事会→都道府県・保健所設置市</td> <td>三重県災害医療本部</td> </tr> <tr> <td>JDA-DAT</td> <td>医療本部→三重県栄養士会→日本栄養士会→都道府県栄養士会</td> <td>三重県栄養士会</td> </tr> <tr> <td>医療救護班</td> <td>医療本部→全国知事会→都道府県</td> <td>三重県災害医療本部</td> </tr> </tbody> </table>	保健医療活動チーム	県からの派遣要請の流れ	各保健医療活動チームの調整担当	DMA T	医療本部→厚生労働省DMA T事務局→都道府県、文部科学省、国立病院機構等	DMA T調整本部	JMA T	医療本部→三重県医師会→日本医師会→都道府県医師会	三重県医師会	DPAT	医療本部→厚生労働省DPAT事務局→都道府県	DPAT調整本部	日本赤十字社救護班	医療本部→日本赤十字社三重県支部→中部支部	日本赤十字社三重県支部	歯科医師会医療救護班	医療本部→三重県歯科医師会→日本歯科医師会→都道府県歯科医師会	三重県歯科医師会	災害支援ナース	医療本部→三重県看護協会→日本看護協会→都道府県看護協会	三重県看護協会	支援薬剤師	医療本部→三重県薬剤師会→日本薬剤師会→都道府県薬剤師会	三重県薬剤師会	DHEAT	医療本部→厚生労働省又は全国知事会→都道府県・保健所設置市	三重県災害医療本部	保健師派遣チーム	医療本部→厚生労働省又は全国知事会→都道府県・保健所設置市	三重県災害医療本部	JDA-DAT	医療本部→三重県栄養士会→日本栄養士会→都道府県栄養士会	三重県栄養士会	医療救護班	医療本部→全国知事会→都道府県	三重県災害医療本部	<p>図表4-3 保健医療活動チームの派遣要請の流れ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保健医療活動チーム</th> <th>県からの派遣要請の流れ</th> <th>各保健医療活動チームの調整担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>DMA T</td> <td><u>県保健医療調整本部医療本部</u>→厚生労働省DMA T事務局→都道府県、文部科学省、国立病院機構等</td> <td>DMA T調整本部</td> </tr> <tr> <td>JMA T</td> <td><u>県保健医療調整本部医療本部</u>→三重県医師会→日本医師会→都道府県医師会</td> <td>三重県医師会</td> </tr> <tr> <td>DPAT</td> <td><u>県保健医療調整本部医療本部</u>→厚生労働省DPAT事務局→都道府県</td> <td>DPAT調整本部</td> </tr> <tr> <td>日本赤十字社救護班</td> <td><u>県保健医療調整本部医療本部</u>→日本赤十字社三重県支部→中部支部</td> <td>日本赤十字社三重県支部</td> </tr> <tr> <td>歯科医師会医療救護班</td> <td><u>県保健医療調整本部医療本部</u>→三重県歯科医師会→日本歯科医師会→都道府県歯科医師会</td> <td>三重県歯科医師会</td> </tr> <tr> <td>災害支援ナース</td> <td><u>県保健医療調整本部医療本部</u>→三重県看護協会→日本看護協会→都道府県看護協会</td> <td>三重県看護協会</td> </tr> <tr> <td>支援薬剤師</td> <td><u>県保健医療調整本部医療本部</u>→三重県薬剤師会→日本薬剤師会→都道府県薬剤師会</td> <td>三重県薬剤師会</td> </tr> <tr> <td>DHEAT</td> <td><u>県保健医療調整本部医療本部</u>→厚生労働省又は全国知事会→都道府県・保健所設置市</td> <td><u>県保健医療調整本部</u> <u>三重県災害医療本部</u></td> </tr> <tr> <td>保健師派遣チーム</td> <td><u>県保健医療調整本部医療本部</u>→厚生労働省又は全国知事会→都道府県・保健所設置市</td> <td><u>県保健医療調整本部</u> <u>三重県災害医療本部</u></td> </tr> <tr> <td>JDA-DAT</td> <td><u>県保健医療調整本部医療本部</u>→三重県栄養士会→日本栄養士会→都道府県栄養士会</td> <td>三重県栄養士会</td> </tr> <tr> <td>医療救護班</td> <td><u>県保健医療調整本部医療本部</u>→全国知事会→都道府県</td> <td><u>県保健医療調整本部</u> <u>三重県災害医療本部</u></td> </tr> </tbody> </table>	保健医療活動チーム	県からの派遣要請の流れ	各保健医療活動チームの調整担当	DMA T	<u>県保健医療調整本部医療本部</u> →厚生労働省DMA T事務局→都道府県、文部科学省、国立病院機構等	DMA T調整本部	JMA T	<u>県保健医療調整本部医療本部</u> →三重県医師会→日本医師会→都道府県医師会	三重県医師会	DPAT	<u>県保健医療調整本部医療本部</u> →厚生労働省DPAT事務局→都道府県	DPAT調整本部	日本赤十字社救護班	<u>県保健医療調整本部医療本部</u> →日本赤十字社三重県支部→中部支部	日本赤十字社三重県支部	歯科医師会医療救護班	<u>県保健医療調整本部医療本部</u> →三重県歯科医師会→日本歯科医師会→都道府県歯科医師会	三重県歯科医師会	災害支援ナース	<u>県保健医療調整本部医療本部</u> →三重県看護協会→日本看護協会→都道府県看護協会	三重県看護協会	支援薬剤師	<u>県保健医療調整本部医療本部</u> →三重県薬剤師会→日本薬剤師会→都道府県薬剤師会	三重県薬剤師会	DHEAT	<u>県保健医療調整本部医療本部</u> →厚生労働省又は全国知事会→都道府県・保健所設置市	<u>県保健医療調整本部</u> <u>三重県災害医療本部</u>	保健師派遣チーム	<u>県保健医療調整本部医療本部</u> →厚生労働省又は全国知事会→都道府県・保健所設置市	<u>県保健医療調整本部</u> <u>三重県災害医療本部</u>	JDA-DAT	<u>県保健医療調整本部医療本部</u> →三重県栄養士会→日本栄養士会→都道府県栄養士会	三重県栄養士会	医療救護班	<u>県保健医療調整本部医療本部</u> →全国知事会→都道府県	<u>県保健医療調整本部</u> <u>三重県災害医療本部</u>
保健医療活動チーム	県からの派遣要請の流れ	各保健医療活動チームの調整担当																																																																									
DMA T	医療本部→厚生労働省DMA T事務局→都道府県、文部科学省、国立病院機構等	DMA T調整本部																																																																									
JMA T	医療本部→三重県医師会→日本医師会→都道府県医師会	三重県医師会																																																																									
DPAT	医療本部→厚生労働省DPAT事務局→都道府県	DPAT調整本部																																																																									
日本赤十字社救護班	医療本部→日本赤十字社三重県支部→中部支部	日本赤十字社三重県支部																																																																									
歯科医師会医療救護班	医療本部→三重県歯科医師会→日本歯科医師会→都道府県歯科医師会	三重県歯科医師会																																																																									
災害支援ナース	医療本部→三重県看護協会→日本看護協会→都道府県看護協会	三重県看護協会																																																																									
支援薬剤師	医療本部→三重県薬剤師会→日本薬剤師会→都道府県薬剤師会	三重県薬剤師会																																																																									
DHEAT	医療本部→厚生労働省又は全国知事会→都道府県・保健所設置市	三重県災害医療本部																																																																									
保健師派遣チーム	医療本部→厚生労働省又は全国知事会→都道府県・保健所設置市	三重県災害医療本部																																																																									
JDA-DAT	医療本部→三重県栄養士会→日本栄養士会→都道府県栄養士会	三重県栄養士会																																																																									
医療救護班	医療本部→全国知事会→都道府県	三重県災害医療本部																																																																									
保健医療活動チーム	県からの派遣要請の流れ	各保健医療活動チームの調整担当																																																																									
DMA T	<u>県保健医療調整本部医療本部</u> →厚生労働省DMA T事務局→都道府県、文部科学省、国立病院機構等	DMA T調整本部																																																																									
JMA T	<u>県保健医療調整本部医療本部</u> →三重県医師会→日本医師会→都道府県医師会	三重県医師会																																																																									
DPAT	<u>県保健医療調整本部医療本部</u> →厚生労働省DPAT事務局→都道府県	DPAT調整本部																																																																									
日本赤十字社救護班	<u>県保健医療調整本部医療本部</u> →日本赤十字社三重県支部→中部支部	日本赤十字社三重県支部																																																																									
歯科医師会医療救護班	<u>県保健医療調整本部医療本部</u> →三重県歯科医師会→日本歯科医師会→都道府県歯科医師会	三重県歯科医師会																																																																									
災害支援ナース	<u>県保健医療調整本部医療本部</u> →三重県看護協会→日本看護協会→都道府県看護協会	三重県看護協会																																																																									
支援薬剤師	<u>県保健医療調整本部医療本部</u> →三重県薬剤師会→日本薬剤師会→都道府県薬剤師会	三重県薬剤師会																																																																									
DHEAT	<u>県保健医療調整本部医療本部</u> →厚生労働省又は全国知事会→都道府県・保健所設置市	<u>県保健医療調整本部</u> <u>三重県災害医療本部</u>																																																																									
保健師派遣チーム	<u>県保健医療調整本部医療本部</u> →厚生労働省又は全国知事会→都道府県・保健所設置市	<u>県保健医療調整本部</u> <u>三重県災害医療本部</u>																																																																									
JDA-DAT	<u>県保健医療調整本部医療本部</u> →三重県栄養士会→日本栄養士会→都道府県栄養士会	三重県栄養士会																																																																									
医療救護班	<u>県保健医療調整本部医療本部</u> →全国知事会→都道府県	<u>県保健医療調整本部</u> <u>三重県災害医療本部</u>																																																																									
25	第4章医療・保健活動に関する計画 P. 88 第3節 初動 第2 被害状況の把握	<p>1 医療機関の被害状況等の収集・整理</p> <p>医療本部は、保健所等、災害拠点病院、県医師会等から、発災直後の被害状況や支援状況等を積極的に収集し、またEMISの確認、災害医療コーディネーター、統括DMA T、DPAT統括者等との情報共有により、医療機関の被害状況や、三重DMA T等の情報を収集・整理する。</p> <p>保健所等は、県地方災害対策部や市町災害医療担当課、郡市医師会、災害拠点病院等から、発災直後の管内の被災情報や支援情報等を積極的に収集し、またEMISの確認、場合によっては管内災害拠点病院等への電話連絡や現地確認、災害医療コーディネーターとの情報共有により、管内の医療機関の被害状況や、三重DMA T等の待機状況を収集・整理する。</p>	<p>1 医療機関の被害状況等の収集・整理</p> <p><u>県保健医療調整本部医療本部</u>は、保健所等、災害拠点病院、県医師会等から、発災直後の被害状況や支援状況等を積極的に収集し、またEMISの確認、<u>本部</u>災害医療コーディネーター、統括DMA T、DPAT統括者等との情報共有により、医療機関の被害状況や、三重DMA T等の情報を収集・整理する。</p> <p>保健所等は、県地方災害対策部や市町災害医療担当課、郡市医師会、災害拠点病院等から、発災直後の管内の被災情報や支援情報等を積極的に収集し、またEMISの確認、場合によっては管内災害拠点病院等への電話連絡や現地確認、<u>地域</u>災害医療コーディネーターとの情報共有により、管内の医療機関の被害状況や、三重DMA T等の待機状況を収集・整理する。</p>																																																																								
26	第4章医療・保健活動に関する計画 P. 88 第3節 初動 第2 被害状況の把握	<p>2 県民の医療機関へのアクセスにかかる情報等の収集</p> <p>医療本部は、県民の医療機関へのアクセスにかかる公共交通機関等の情報を収集する。</p> <p>医療本部は、県民の保健衛生環境維持に資する施設や物品の流通状況について情報を収集する。</p>	<p>2 県民の医療機関へのアクセスにかかる情報等の収集</p> <p><u>県保健医療調整本部医療本部</u>は、県民の医療機関へのアクセスにかかる公共交通機関等の情報を収集する。</p> <p><u>県保健医療調整本部医療本部</u>は、県民の保健衛生環境維持に資する施設や物品の流通状況について情報を収集する。</p>																																																																								
27	第4章医療・保健活動に関する計画 P. 88 第3節 初動 第2 被害状況の把握	<p>3 緊急輸送ルートの被害状況・啓開状況の情報収集と共有</p> <p>医療本部は、県社会基盤対策部隊から防災情報プラットフォーム等を活用し緊急輸送ルートの被害状況・啓開状況にかかる情報を収集し、県地方災害対策部、市町災害医療担当課、関係団体等と共有する。</p>	<p>3 緊急輸送ルートの被害状況・啓開状況の情報収集と共有</p> <p><u>県保健医療調整本部医療本部</u>は、県社会基盤対策部隊から防災情報プラットフォーム等を活用し緊急輸送ルートの被害状況・啓開状況にかかる情報を収集し、<u>保健所等</u>、<u>県地方災害対策部</u>、<u>市町災害医療担当課</u>、<u>関係団体</u>等と共有する。</p>																																																																								

No.	該当箇所（修正前）	現行	修正案
28	第4章医療・保健活動に関する計画 P. 88 第3節 初動 第2 被害状況の把握	<p>4 医療機関の被害状況の情報共有</p> <p>医療本部は、整理した情報について、防災行政無線やE M I S等を活用して、保健所等、県災害対策本部、関係団体等と共有する。 保健所等は、整理した情報について、防災行政無線やE M I S等を活用して、医療本部に報告するとともに、県地方災害対策部、市町災害医療担当課、関係団体等と共有する。</p>	<p>4 医療機関の被害状況の情報共有</p> <p><u>県保健医療調整本部医療本部</u>は、整理した情報について、防災行政無線やE M I S等を活用して、保健所等、県災害対策本部、関係団体等と共有する。 保健所等は、整理した情報について、防災行政無線やE M I S等を活用して、<u>県保健医療調整本部医療本部</u>に報告するとともに、県地方災害対策部、市町災害医療担当課、関係団体等と共有する。</p>
29	第4章医療・保健活動に関する計画 P. 89 第3節 初動 第2 被害状況の把握	<p>5 S C U候補地の被害状況の把握と情報共有</p> <p>医療本部は、S C U候補地について、保健所等を通じて被害状況を把握する。S C U候補地の被害状況によっては、代替候補地を確保する。 津及び伊勢の保健所は、S C U候補地について、現地確認又は県地方災害対策部や市町災害医療担当課等を通じて被害状況を把握し、速やかに医療本部へ報告する。 医療本部は、把握した情報を保健医療活動チームの調整員と共有する。</p>	<p>5 S C U候補地の被害状況の把握と情報共有</p> <p><u>県保健医療調整本部医療本部</u>は、S C U候補地について、保健所等を通じて被害状況を把握する。S C U候補地の被害状況によっては、代替候補地を確保する。 津及び伊勢の保健所は、S C U候補地について、現地確認又は県地方災害対策部や市町災害医療担当課等を通じて被害状況を把握し、速やかに<u>県保健医療調整本部医療本部</u>へ報告する。 <del>医療本部は、把握した情報を保健医療活動チームの調整員と共有する。</del></p>
30	第4章医療・保健活動に関する計画 P. 89 第3節 初動 第2 被害状況の把握	<p>6 医薬品等備蓄場所の被害状況の把握と情報共有</p> <p>県は、「災害時における医薬品等の確保・供給に関するマニュアル」（業務感染症対策課作成）に基づき、災害発生直後に必要となる外科系医薬品と避難所等で必要となる内科系救急疾患用医薬品等を備蓄している。 医療本部は、災害発生時、医薬品備蓄の委託先から被害状況の報告を受け、医薬品等備蓄場所の被害状況を把握する。 医療本部は、把握した情報を保健医療活動チームの調整員と共有する。</p>	<p>6 医薬品等備蓄場所の被害状況の把握と情報共有</p> <p>県は、「災害時における医薬品等の確保・供給に関するマニュアル」（業務感染症対策課作成）に基づき、災害発生直後に必要となる外科系医薬品と避難所等で必要となる内科系救急疾患用医薬品等を備蓄している。 <u>県保健医療調整本部医療本部</u>は、災害発生時、医薬品備蓄の委託先から被害状況の報告を受け、医薬品等備蓄場所の被害状況を把握する。 <u>県保健医療調整本部医療本部</u>は、把握した情報を保健医療活動チームの調整員と共有する。</p>
31	第4章医療・保健活動に関する計画 P. 91 第4節 受入れ調整 第1 保健医療活動チームの活動方針の決定	<p><b>第1 保健医療活動チームの活動方針の決定</b></p> <p>医療本部は、防災行政無線やE M I S等を活用して、医療機関やS C U候補地、医薬品備蓄場所の被害状況等を把握する。 医療本部は、これらの情報と被害状況を踏まえ、保健医療活動チームの活動方針を決定する。</p>	<p><b>第1 保健医療活動チームの活動方針の決定</b></p> <p><u>県保健医療調整本部医療本部</u>は、防災行政無線やE M I S等を活用して、医療機関やS C U候補地、医薬品備蓄場所の被害状況等を把握し、<del>する。</del> <del>医療本部は、</del>これらの情報と被害状況を踏まえ、保健医療活動チームの活動方針を決定する。</p>

No.	該当箇所（修正前）	現行	修正案
32	第4章医療・保健活動に関する計画 P.91 第4節 受入れ調整 第2 保健医療活動チームの受入れ	<p>1 DMATの受入れ</p> <p>医療本部は、保健所等からの情報をもとに、災害医療コーディネーター、統括DMAT、DPAT統括者等と連携して、保健医療活動チームの受入れと活動調整を行う。DMAT調整本部及びDPAT調整本部が医療本部に設置されるので、活動場所や情報通信手段等をあらかじめ確保しておく。</p> <p>DMATの受入れ準備として、県やその周辺の高速道路のSA・PA・IC・近隣公園や災害拠点病院等の安全・通信・道路啓開の状況等を確認しDMAT参集拠点候補地として厚生労働省DMAT事務局等と情報を共有する。</p> <p>医療本部は、統括DMAT等と相談しDMAT調整本部を設置するとともに、県内の災害拠点病院の安全・通信・アクセス等を確認し、統括DMAT等と相談しDMAT活動拠点本部を指定する。</p> <p>県内のSCU候補地の安全・通信・道路啓開の状況等を確認し、災害医療コーディネーター、統括DMATと連携しSCUを決定する。</p>	<p>1 DMATの受入れ</p> <p><del>県保健医療調整本部医療本部は、県内の被災状況及び保健医療ニーズ保健所等からの情報をもとに、本部災害医療コーディネーター、統括DMAT、DPAT統括者等と連携して、保健医療活動チームの受入れと活動調整を行う。</del></p> <p><del>DMAT調整本部及びDPAT調整本部が医療本部に設置されるので、活動場所や情報通信手段等をあらかじめ確保しておく。</del></p> <p>DMATの受入れ準備として、県やその周辺の高速道路のSA・PA・IC・近隣公園や災害拠点病院等の安全・通信・道路啓開の状況等を確認しDMAT参集拠点候補地として厚生労働省DMAT事務局等と情報を共有する。</p> <p>県保健医療調整本部医療本部は、統括DMAT等と相談しDMAT調整本部を設置するとともに、県内の災害拠点病院の安全・通信・アクセス等を確認し、統括DMAT等と相談しDMAT活動拠点本部を指定する。</p> <p><del>県内のSCU候補地の安全・通信・道路啓開の状況等を確認し、災害医療コーディネーター、統括DMATと連携しSCUを決定する。</del></p>
33	第4章医療・保健活動に関する計画 P.91 第4節 受入れ調整 第2 保健医療活動チームの受入れ	<p>2 その他の保健医療活動チームの受入れ</p> <p>医療救護班等、その他の保健医療活動チームの受入れ準備として、医療本部と各保健所等は、支援に来た保健医療活動チームに対する、受付・登録・情報共有・役割分担・活動報告・状況変化の把握と整理等の調整に必要な体制を整え、要請に応じ集まった保健医療活動チームに対応する。</p> <p>市町災害対策本部は、避難所等の保健医療ニーズを把握し県へ報告する。また、医療救護所の設置・運営について保健医療活動チームと連携する。</p> <p>※南海トラフ地震のような大規模災害でない場合には、DMAT調整本部と被災地DMAT活動拠点本部のみ指定する等、柔軟な対応を行う。</p>	<p>2 その他の保健医療活動チームの受入れ</p> <p>医療救護班等、その他の保健医療活動チームの受入れ準備として、<u>県保健医療調整本部医療本部</u>と各保健所等は、支援に来た保健医療活動チームに対する、受付・登録・情報共有・役割分担・活動報告・状況変化の把握と整理等の調整に必要な体制を整え、要請に応じ集まった保健医療活動チームに対応する。</p> <p>市町災害対策本部は、避難所等の保健医療ニーズを把握し県へ報告する。また、医療救護所の設置・運営について保健医療活動チームと連携する。</p> <p>※南海トラフ地震のような大規模災害でない場合には、DMAT調整本部と被災地DMAT活動拠点本部のみ指定する等、柔軟な対応を行う。</p>

No.	該当箇所（修正前）	現行	修正案																																																																								
34	第4章医療・保健活動に関する計画 P.92 第4節 受入れ調整 第2 保健医療活動チームの受入れ 図表4-6	<p>図表4-6 保健医療活動チームの県内での主な活動場所</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保健医療活動チーム</th> <th>県内での主な活動場所</th> <th>各保健医療活動チームの調整担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>DMAT</td> <td>災害拠点病院、SCU、二次救急医療機関等、広域・地域医療搬送</td> <td>DMAT調整本部</td> </tr> <tr> <td>JMAT</td> <td>医療救護所、二次救急医療機関等</td> <td>三重県医師会</td> </tr> <tr> <td>DPAT</td> <td>医療救護所、精神科病院診療所</td> <td>DPAT調整本部</td> </tr> <tr> <td>日本赤十字社救護班</td> <td>医療救護所、避難所、二次救急医療機関等</td> <td>日本赤十字社三重県支部</td> </tr> <tr> <td>歯科医師会医療救護班</td> <td>医療救護所、避難所、二次救急医療機関等</td> <td>三重県歯科医師会</td> </tr> <tr> <td>災害支援ナース</td> <td>避難所、二次救急医療機関等</td> <td>三重県看護協会</td> </tr> <tr> <td>支援薬剤師</td> <td>医療救護所、避難所、二次救急医療機関等</td> <td>三重県薬剤師会</td> </tr> <tr> <td>DHEAT</td> <td>医療本部、保健所</td> <td>三重県災害医療本部</td> </tr> <tr> <td>保健師派遣チーム</td> <td>避難所、避難所外（車中泊避難者や自宅滞在者等への対応）、保健所等、保健センター</td> <td>三重県災害医療本部</td> </tr> <tr> <td>JDA-DAT</td> <td>避難所、二次救急医療機関等</td> <td>三重県栄養士会</td> </tr> <tr> <td>医療救護班</td> <td>医療救護所、二次救急医療機関等</td> <td>三重県災害医療本部</td> </tr> </tbody> </table>	保健医療活動チーム	県内での主な活動場所	各保健医療活動チームの調整担当	DMAT	災害拠点病院、SCU、二次救急医療機関等、広域・地域医療搬送	DMAT調整本部	JMAT	医療救護所、二次救急医療機関等	三重県医師会	DPAT	医療救護所、精神科病院診療所	DPAT調整本部	日本赤十字社救護班	医療救護所、避難所、二次救急医療機関等	日本赤十字社三重県支部	歯科医師会医療救護班	医療救護所、避難所、二次救急医療機関等	三重県歯科医師会	災害支援ナース	避難所、二次救急医療機関等	三重県看護協会	支援薬剤師	医療救護所、避難所、二次救急医療機関等	三重県薬剤師会	DHEAT	医療本部、保健所	三重県災害医療本部	保健師派遣チーム	避難所、避難所外（車中泊避難者や自宅滞在者等への対応）、保健所等、保健センター	三重県災害医療本部	JDA-DAT	避難所、二次救急医療機関等	三重県栄養士会	医療救護班	医療救護所、二次救急医療機関等	三重県災害医療本部	<p>図表4-6 保健医療活動チームの県内での主な活動場所</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保健医療活動チーム</th> <th>県内での主な活動場所</th> <th>各保健医療活動チームの調整担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>DMAT</td> <td>災害拠点病院、SCU、二次救急医療機関等、広域・地域医療搬送</td> <td>DMAT調整本部</td> </tr> <tr> <td>JMAT</td> <td>医療救護所、二次救急医療機関等</td> <td>三重県医師会</td> </tr> <tr> <td>DPAT</td> <td>医療救護所、精神科病院診療所</td> <td>DPAT調整本部</td> </tr> <tr> <td>日本赤十字社救護班</td> <td>医療救護所、避難所、二次救急医療機関等</td> <td>日本赤十字社三重県支部</td> </tr> <tr> <td>歯科医師会医療救護班</td> <td>医療救護所、避難所、二次救急医療機関等</td> <td>三重県<del>県</del>歯科医師会</td> </tr> <tr> <td>災害支援ナース</td> <td>避難所、二次救急医療機関等</td> <td>三重県看護協会</td> </tr> <tr> <td>支援薬剤師</td> <td>医療救護所、避難所、二次救急医療機関等</td> <td>三重県薬剤師会</td> </tr> <tr> <td>DHEAT</td> <td><del>県保健医療調整本部医療本部</del>、保健所</td> <td><del>県保健医療調整本部</del> <del>三重県災害医療本部</del></td> </tr> <tr> <td>保健師派遣チーム</td> <td>避難所、避難所外（車中泊避難者や自宅滞在者等への対応）、保健所等、保健センター</td> <td><del>県保健医療調整本部</del> <del>三重県災害医療本部</del></td> </tr> <tr> <td>JDA-DAT</td> <td>避難所、二次救急医療機関等</td> <td>三重県栄養士会</td> </tr> <tr> <td>医療救護班</td> <td>医療救護所、二次救急医療機関等、<del>避難所</del></td> <td><del>県保健医療調整本部</del> <del>三重県災害医療本部</del></td> </tr> </tbody> </table>	保健医療活動チーム	県内での主な活動場所	各保健医療活動チームの調整担当	DMAT	災害拠点病院、SCU、二次救急医療機関等、広域・地域医療搬送	DMAT調整本部	JMAT	医療救護所、二次救急医療機関等	三重県医師会	DPAT	医療救護所、精神科病院診療所	DPAT調整本部	日本赤十字社救護班	医療救護所、避難所、二次救急医療機関等	日本赤十字社三重県支部	歯科医師会医療救護班	医療救護所、避難所、二次救急医療機関等	三重県 <del>県</del> 歯科医師会	災害支援ナース	避難所、二次救急医療機関等	三重県看護協会	支援薬剤師	医療救護所、避難所、二次救急医療機関等	三重県薬剤師会	DHEAT	<del>県保健医療調整本部医療本部</del> 、保健所	<del>県保健医療調整本部</del> <del>三重県災害医療本部</del>	保健師派遣チーム	避難所、避難所外（車中泊避難者や自宅滞在者等への対応）、保健所等、保健センター	<del>県保健医療調整本部</del> <del>三重県災害医療本部</del>	JDA-DAT	避難所、二次救急医療機関等	三重県栄養士会	医療救護班	医療救護所、二次救急医療機関等、 <del>避難所</del>	<del>県保健医療調整本部</del> <del>三重県災害医療本部</del>
保健医療活動チーム	県内での主な活動場所	各保健医療活動チームの調整担当																																																																									
DMAT	災害拠点病院、SCU、二次救急医療機関等、広域・地域医療搬送	DMAT調整本部																																																																									
JMAT	医療救護所、二次救急医療機関等	三重県医師会																																																																									
DPAT	医療救護所、精神科病院診療所	DPAT調整本部																																																																									
日本赤十字社救護班	医療救護所、避難所、二次救急医療機関等	日本赤十字社三重県支部																																																																									
歯科医師会医療救護班	医療救護所、避難所、二次救急医療機関等	三重県歯科医師会																																																																									
災害支援ナース	避難所、二次救急医療機関等	三重県看護協会																																																																									
支援薬剤師	医療救護所、避難所、二次救急医療機関等	三重県薬剤師会																																																																									
DHEAT	医療本部、保健所	三重県災害医療本部																																																																									
保健師派遣チーム	避難所、避難所外（車中泊避難者や自宅滞在者等への対応）、保健所等、保健センター	三重県災害医療本部																																																																									
JDA-DAT	避難所、二次救急医療機関等	三重県栄養士会																																																																									
医療救護班	医療救護所、二次救急医療機関等	三重県災害医療本部																																																																									
保健医療活動チーム	県内での主な活動場所	各保健医療活動チームの調整担当																																																																									
DMAT	災害拠点病院、SCU、二次救急医療機関等、広域・地域医療搬送	DMAT調整本部																																																																									
JMAT	医療救護所、二次救急医療機関等	三重県医師会																																																																									
DPAT	医療救護所、精神科病院診療所	DPAT調整本部																																																																									
日本赤十字社救護班	医療救護所、避難所、二次救急医療機関等	日本赤十字社三重県支部																																																																									
歯科医師会医療救護班	医療救護所、避難所、二次救急医療機関等	三重県 <del>県</del> 歯科医師会																																																																									
災害支援ナース	避難所、二次救急医療機関等	三重県看護協会																																																																									
支援薬剤師	医療救護所、避難所、二次救急医療機関等	三重県薬剤師会																																																																									
DHEAT	<del>県保健医療調整本部医療本部</del> 、保健所	<del>県保健医療調整本部</del> <del>三重県災害医療本部</del>																																																																									
保健師派遣チーム	避難所、避難所外（車中泊避難者や自宅滞在者等への対応）、保健所等、保健センター	<del>県保健医療調整本部</del> <del>三重県災害医療本部</del>																																																																									
JDA-DAT	避難所、二次救急医療機関等	三重県栄養士会																																																																									
医療救護班	医療救護所、二次救急医療機関等、 <del>避難所</del>	<del>県保健医療調整本部</del> <del>三重県災害医療本部</del>																																																																									
35	第4章医療・保健活動に関する計画 P.93 第4節 支援活動及び調整 第1節 関係者による連絡会議の開催	<p>1 医療本部と保健医療活動チームとの情報共有</p> <p>医療本部は、保健医療活動チームの調整員と情報を共有する。</p>	<p>1 <del>県保健医療調整本部医療本部</del>と保健医療活動チームとの情報共有</p> <p><del>県保健医療調整本部医療本部</del>は、保健医療活動チームの調整員と情報を共有する。</p>																																																																								
36	第4章医療・保健活動に関する計画 P.93 第4節 支援活動及び調整 第1節 関係者による連絡会議の開催 図表4-7	<p>図表4-7 連絡会議の開催例</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">連絡会議の開催例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日時</td> <td>毎日07:00、毎日17:00、2日に1回、週に1回等状況に応じて開催</td> </tr> <tr> <td>場所</td> <td>災害拠点病院、保健所、市町保健センター、郡市医師会館等</td> </tr> <tr> <td>参加者</td> <td>被災現地で保健医療活動を行う組織の代表者</td> </tr> <tr> <td>目的</td> <td>被災現地の保健医療状況についての情報共有と役割分担の決定</td> </tr> <tr> <td>内容</td> <td>被災者の保健医療ニーズ、現地保健医療の被害状況、回復復旧状況、県内外の保健医療支援状況、検案の状況等の確認と情報共有</td> </tr> </tbody> </table>	連絡会議の開催例		日時	毎日07:00、毎日17:00、2日に1回、週に1回等状況に応じて開催	場所	災害拠点病院、保健所、市町保健センター、郡市医師会館等	参加者	被災現地で保健医療活動を行う組織の代表者	目的	被災現地の保健医療状況についての情報共有と役割分担の決定	内容	被災者の保健医療ニーズ、現地保健医療の被害状況、回復復旧状況、県内外の保健医療支援状況、検案の状況等の確認と情報共有	<p>図表4-7 連絡会議の開催例</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">連絡会議の開催例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日時</td> <td>毎日07:00、毎日17:00、2日に1回、週に1回等状況に応じて開催</td> </tr> <tr> <td>場所</td> <td>災害拠点病院、保健所、市町保健センター、郡市医師会館等</td> </tr> <tr> <td>参加者</td> <td>被災現地で保健医療活動を行う組織の代表者</td> </tr> <tr> <td>目的</td> <td>被災現地の保健医療状況についての情報共有、<del>活動方針及び</del>と役割分担の決定</td> </tr> <tr> <td>内容</td> <td>被災者の保健医療ニーズ、現地保健医療の被害状況、回復復旧状況、県内外の保健医療支援状況、検案の状況等の確認と情報共有</td> </tr> </tbody> </table>	連絡会議の開催例		日時	毎日07:00、毎日17:00、2日に1回、週に1回等状況に応じて開催	場所	災害拠点病院、保健所、市町保健センター、郡市医師会館等	参加者	被災現地で保健医療活動を行う組織の代表者	目的	被災現地の保健医療状況についての情報共有、 <del>活動方針及び</del> と役割分担の決定	内容	被災者の保健医療ニーズ、現地保健医療の被害状況、回復復旧状況、県内外の保健医療支援状況、検案の状況等の確認と情報共有																																																
連絡会議の開催例																																																																											
日時	毎日07:00、毎日17:00、2日に1回、週に1回等状況に応じて開催																																																																										
場所	災害拠点病院、保健所、市町保健センター、郡市医師会館等																																																																										
参加者	被災現地で保健医療活動を行う組織の代表者																																																																										
目的	被災現地の保健医療状況についての情報共有と役割分担の決定																																																																										
内容	被災者の保健医療ニーズ、現地保健医療の被害状況、回復復旧状況、県内外の保健医療支援状況、検案の状況等の確認と情報共有																																																																										
連絡会議の開催例																																																																											
日時	毎日07:00、毎日17:00、2日に1回、週に1回等状況に応じて開催																																																																										
場所	災害拠点病院、保健所、市町保健センター、郡市医師会館等																																																																										
参加者	被災現地で保健医療活動を行う組織の代表者																																																																										
目的	被災現地の保健医療状況についての情報共有、 <del>活動方針及び</del> と役割分担の決定																																																																										
内容	被災者の保健医療ニーズ、現地保健医療の被害状況、回復復旧状況、県内外の保健医療支援状況、検案の状況等の確認と情報共有																																																																										

No.	該当箇所（修正前）	現行	修正案
37	第4章医療・保健活動に関する計画 P. 94 第5節 支援活動及び調整 第2 重症患者の医療搬送	<p>1 重症患者や医療機関の被災に伴う入院患者の搬送</p> <p>(1) SCUの設置</p> <p>医療本部は、県内のSCU候補地の安全・通信・道路啓開の状況等を確認し、災害医療コーディネーター、統括DMATと連携しSCUを決定する。 SCU設置場所の決定後は、厚生労働省DMAT事務局、近隣の災害拠点病院、該当する県地方災害対策部（保健所）に連絡して、設置運営の協力を求める。 県地方災害対策部（保健所）は、SCU設置場所へ職員を派遣し、SCU備品保管場所に保管している備品をSCUに設置する。 県地方災害対策部（保健所）は、SCU設置場所に近い災害拠点病院等の統括DMATや派遣されたDMATと連携し、SCUを運営する。 被災地内のSCUは、基本的に近くの災害拠点病院と一体となって、当該病院から搬送される患者を受け入れ、医療搬送するための拠点である。医療本部は、このために必要な人員の配置、資機材・物資の配備を行う。 広域医療搬送の実施にあたって、医療本部、自衛隊、消防機関等は、SCUに連絡員（リエゾン）等を配置する。</p> <p>(2) 医療機関の被災に伴う入院患者の搬送</p> <p>医療本部は、倒壊等により機能維持が困難な病院に対し、当該病院長と協議の上、患者の避難及び搬送の支援を行う。搬送手段の確保が困難な場合、医療本部は緊急災害対策本部に支援を要請する。 患者の搬送にあたっては、陸上搬送、航空搬送、海上搬送等を状況に応じ柔軟に適用する。</p>	<p>1 重症患者や医療機関の被災に伴う入院患者の搬送</p> <p>(1) SCUの設置</p> <p><b>県保健医療調整本部</b>は、県内のSCU候補地の安全・通信・道路啓開の状況等を確認し、<b>本部</b>災害医療コーディネーター、統括DMATと連携しSCU<b>設置場所</b>を決定し、<b>SCU設置場所にSCU本部を設置</b>する。 SCU設置場所の決定後は、厚生労働省DMAT事務局、近隣の災害拠点病院、該当する<b>保健所</b>に連絡して、設置運営の協力を求める。 <b>保健所</b>は、SCU設置場所へ職員を派遣し、<b>SCU設置場所に近い災害拠点病院等の統括DMATや派遣されたDMATと連携し、</b>SCU備品保管場所に保管している備品をSCUに設置する。 <b>SCU本部</b>は、SCU設置場所に近い災害拠点病院等の統括DMATや派遣されたDMAT、<b>保健所</b>と連携し、SCUを運営する。 <del>被災地内のSCUは、基本的に近くの災害拠点病院と一体となって、当該病院から搬送される患者を受け入れ、医療搬送するための拠点である。県保健医療調整本部は、このために必要な人員の配置、資機材・物資の配備を行う。</del> 広域医療搬送の実施にあたって、<b>県保健医療調整本部</b>、自衛隊、消防機関等は、SCUに連絡員（リエゾン）等を配置する。</p> <p>(2) 医療機関の被災に伴う入院患者の搬送</p> <p><b>県保健医療調整本部</b>は、倒壊等により機能維持が困難な病院に対し、当該病院長と協議の上、患者の避難及び搬送の支援を行う。搬送手段の確保が困難な場合、<b>県保健医療調整本部</b>は<b>県</b>災害対策本部に支援を要請する。 患者の搬送にあたっては、陸上搬送、航空搬送、海上搬送等を状況に応じ柔軟に<b>対応</b>する。</p>
38	第4章医療・保健活動に関する計画 P. 94 第5節 支援活動及び調整 第2 重症患者の医療搬送	<p>2 広域医療搬送</p> <p>(1) 広域医療搬送</p> <p>医療本部の要請を受けて、国が防衛省の広域搬送用自衛隊機を用いて対象患者を被災地内のSCUから被災地外のSCUまで航空搬送するものを広域医療搬送という。 広域医療搬送の対象患者は、以下に示す重症患者で、原則として、被災地外の医療施設に搬送する時間を考慮しても、生命の危険が少ない傷病者を対象として行う。</p>	<p>2 広域医療搬送</p> <p>(1) 広域医療搬送</p> <p><b>県保健医療調整本部医療本部</b>の要請を受けて、国が防衛省の広域搬送用自衛隊機を用いて対象患者を被災地内のSCUから被災地外のSCUまで航空搬送するものを広域医療搬送という。 広域医療搬送の対象患者は、以下に示す重症患者で、原則として、被災地外の医療施設に搬送する時間を考慮しても、生命の危険が少ない傷病者を対象として行う。</p>
39	第4章医療・保健活動に関する計画 P. 95 第5節 支援活動及び調整 第2 重症患者の医療搬送	<p>(2) 広域医療搬送の実施</p> <p>医療本部は、国の緊急災害対策本部に広域医療搬送を要請する。 国の緊急災害対策本部は、被害状況に応じ、医療本部、政府現地対策本部、厚生労働省等と調整し、広域医療搬送を実施する被災地内及び被災地外のSCUを決定した上で、関係機関に伝達するとともに、防衛省等に対し、搬送に必要な航空機の調整を依頼する。</p>	<p>(2) 広域医療搬送の実施</p> <p><b>県保健医療調整本部</b>は、国の緊急災害対策本部に広域医療搬送を要請する。 国の緊急災害対策本部は、被害状況に応じ、<b>県保健医療調整本部</b>、政府現地対策本部、厚生労働省等と調整し、広域医療搬送を実施する被災地内及び被災地外のSCUを決定した上で、関係機関に伝達するとともに、防衛省等に対し、搬送に必要な航空機の調整を依頼する。</p>

No.	該当箇所（修正前）	現行	修正案
40	第4章医療・保健活動に関する計画 P.95 第5節 支援活動及び調整 第2 重症患者の医療搬送	<p>3 地域医療搬送</p> <p>(1) 地域医療搬送</p> <p>地域医療搬送とは、被災地内外を問わず、国（防衛省を除く）、県、市町及び病院が、各防災関係機関の協力を得て、ヘリコプター、救急車等により患者を搬送する医療搬送（県境を越えるものを含む）であって、広域医療搬送以外のものをいう。</p> <p>(2) 地域医療搬送の実施</p> <p>医療本部と保健所等は、医療搬送が円滑に実施できるように、災害拠点病院、医療救護班、DMAT、消防応援活動調整本部、緊急消防援助隊、市町災害対策本部、消防本部、海上保安本部等の搬送を担う各機関と情報共有し、搬送先や搬送手段の確保等の調整を行う。</p> <p>地域医療搬送のニーズの増大による搬送手段の不足に備え、患者等搬送事業者や福祉タクシーとDMATとの協定を根拠に、また県と大型バス等の民間企業との協定を根拠<sup>10</sup>に、患者搬送の緊急度に応じた搬送手段を確保・調整する。</p> <p>陸上搬送が困難な場合は、医療本部と保健所等は、ドクターヘリ調整部や救助班（航空担当）と連携して、ドクターヘリや防災ヘリ、他機関のヘリコプターの調整を行う。</p>	<p>3 地域医療搬送</p> <p>(1) 地域医療搬送</p> <p>地域医療搬送とは、被災地内外を問わず、国（防衛省を除く）、県、市町及び病院が、各防災関係機関の協力を得て、ヘリコプター、救急車等により患者を搬送する医療搬送（県境を越えるものを含む）であって、広域医療搬送以外のものをいう。</p> <p>(2) 地域医療搬送の実施</p> <p><b>県保健医療調整本部医療本部</b>と保健所等は、医療搬送が円滑に実施できるように、災害拠点病院、医療救護班、DMAT、消防応援活動調整本部、緊急消防援助隊、市町災害対策本部、消防本部、海上保安本部等の搬送を担う各機関と情報共有し、搬送先や搬送手段の確保等の調整を行う。</p> <p>地域医療搬送のニーズの増大による搬送手段の不足に備え、患者等搬送事業者や福祉タクシーとDMATとの協定を根拠に、また県と大型バス等の民間企業との協定を根拠<sup>11</sup>に、患者搬送の緊急度に応じた搬送手段を確保・調整する。</p> <p>陸上搬送が困難な場合は、<b>県保健医療調整本部医療本部</b>と保健所等は、ドクターヘリ調整部や救助班（航空担当）と連携して、ドクターヘリや防災ヘリ、他機関のヘリコプターの調整を行う。</p>
41	第4章医療・保健活動に関する計画 P.95 第5節 支援活動及び調整 第3 医薬品等の確保・供給	<p><b>第3 医薬品等の確保・供給</b></p> <p>医療本部は、「災害時における医薬品等の確保・供給に関するマニュアル」（薬務感染症対策課作成）に基づき、災害発生直後に必要となる外科系医薬品及び内科系救急疾患用医薬品等の県内確保並びに広域確保にかかる調整を実施する。</p> <p>被災地において必要とされる医薬品等を迅速かつ円滑に供給できるよう県が備蓄する医薬品等を有効活用するとともに、三重県医薬品卸業協会等の関係機関と調整を行い、搬送手段を確保する。</p>	<p><b>第3 医薬品等の確保・供給</b></p> <p><b>県保健医療調整本部医療本部</b>は、「災害時における医薬品等の確保・供給に関するマニュアル」（薬務感染症対策課作成）に基づき、<b>災害薬事コーディネーターと連携し</b>、災害発生直後に必要となる外科系医薬品及び内科系救急疾患用医薬品等の県内確保並びに広域確保にかかる調整を実施する。</p> <p>被災地において必要とされる医薬品等を迅速かつ円滑に供給できるよう県が備蓄する医薬品等を有効活用するとともに、三重県医薬品卸業協会等の関係機関と調整を行い、搬送手段を確保する。</p>

No.	該当箇所（修正前）	現行	修正案																																																																																																																																																							
42	第4章医療・保健活動に関する計画 P.96 第5節 支援活動及び調整 別表4-1	<p style="text-align: center;">別表4-1 災害拠点病院一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>構想区域</th> <th>区分</th> <th>医療機関名称</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>桑員</td> <td>地域</td> <td>厚生連三重北医療センター いなべ総合病院</td> <td>いなべ市北勢町阿下喜771</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td rowspan="2">三泗</td> <td>基幹</td> <td>県立総合医療センター</td> <td>四日市市大字日永5450-132</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>地域</td> <td>市立四日市病院</td> <td>四日市市芝田2丁目2-37</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>鈴亀</td> <td>地域</td> <td>厚生連鈴鹿中央総合病院</td> <td>鈴鹿市安塚町字山之花 1275-53</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td rowspan="2">津</td> <td>地域</td> <td>三重大学医学部附属病院</td> <td>津市江戸橋2丁目174</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>地域</td> <td>三重中央医療センター</td> <td>津市久居明神町2158-5</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td rowspan="3">松阪</td> <td>地域</td> <td>松阪市民病院</td> <td>松阪市殿町1550</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>地域</td> <td>済生会松阪総合病院</td> <td>松阪市朝日町一区15-6</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>地域</td> <td>厚生連松阪中央総合病院</td> <td>松阪市川合町字小望102</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td rowspan="2">伊勢志摩</td> <td>地域</td> <td>伊勢赤十字病院</td> <td>伊勢市船江1丁目471-2</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>地域</td> <td>県立志摩病院</td> <td>志摩市阿児町鶴方1257</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td rowspan="2">伊賀</td> <td>地域</td> <td>伊賀市立上野総合市民病院</td> <td>伊賀市四十九町831</td> </tr> <tr> <td>13</td> <td>地域</td> <td>名張市立病院</td> <td>名張市百合が丘西1番町178</td> </tr> <tr> <td>14</td> <td rowspan="2">東紀州</td> <td>地域</td> <td>尾鷲総合病院</td> <td>尾鷲市上野町5-25</td> </tr> <tr> <td>15</td> <td>地域</td> <td>紀南病院</td> <td>御浜町阿田和4750</td> </tr> </tbody> </table>	番号	構想区域	区分	医療機関名称	所在地	1	桑員	地域	厚生連三重北医療センター いなべ総合病院	いなべ市北勢町阿下喜771	2	三泗	基幹	県立総合医療センター	四日市市大字日永5450-132	3	地域	市立四日市病院	四日市市芝田2丁目2-37	4	鈴亀	地域	厚生連鈴鹿中央総合病院	鈴鹿市安塚町字山之花 1275-53	5	津	地域	三重大学医学部附属病院	津市江戸橋2丁目174	6	地域	三重中央医療センター	津市久居明神町2158-5	7	松阪	地域	松阪市民病院	松阪市殿町1550	8	地域	済生会松阪総合病院	松阪市朝日町一区15-6	9	地域	厚生連松阪中央総合病院	松阪市川合町字小望102	10	伊勢志摩	地域	伊勢赤十字病院	伊勢市船江1丁目471-2	11	地域	県立志摩病院	志摩市阿児町鶴方1257	12	伊賀	地域	伊賀市立上野総合市民病院	伊賀市四十九町831	13	地域	名張市立病院	名張市百合が丘西1番町178	14	東紀州	地域	尾鷲総合病院	尾鷲市上野町5-25	15	地域	紀南病院	御浜町阿田和4750	<p style="text-align: center;">別表4-1 災害拠点病院一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>構想区域</th> <th>区分</th> <th>医療機関名称</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>桑員</td> <td>地域</td> <td>厚生連三重北医療センター いなべ総合病院</td> <td>いなべ市北勢町阿下喜771</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td rowspan="2">三泗</td> <td>基幹</td> <td>県立総合医療センター</td> <td>四日市市大字日永5450-132</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>地域</td> <td>市立四日市病院</td> <td>四日市市芝田2丁目2-37</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>鈴亀</td> <td>地域</td> <td>厚生連鈴鹿中央総合病院</td> <td>鈴鹿市安塚町字山之花 1275-53</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td rowspan="2">津</td> <td>地域</td> <td>三重大学医学部附属病院</td> <td>津市江戸橋2丁目174</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>地域</td> <td>三重中央医療センター</td> <td>津市久居明神町2158-5</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td rowspan="3">松阪</td> <td>地域</td> <td>松阪市民病院</td> <td>松阪市殿町1550</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>地域</td> <td>済生会松阪総合病院</td> <td>松阪市朝日町一区15-6</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>地域</td> <td>厚生連松阪中央総合病院</td> <td>松阪市川合町字小望102</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td rowspan="2">伊勢志摩</td> <td>地域</td> <td>伊勢赤十字病院</td> <td>伊勢市船江1丁目471-2</td> </tr> <tr> <td><del>11</del> <u>1211</u></td> <td>地域</td> <td><del>市立伊勢総合病院</del></td> <td><del>伊勢市植部町3038</del></td> </tr> <tr> <td><del>1312</del> <u>1413</u></td> <td rowspan="2">伊賀</td> <td>地域</td> <td>県立志摩病院</td> <td>志摩市阿児町鶴方1257</td> </tr> <tr> <td><del>1514</del> <u>1615</u></td> <td>地域</td> <td>伊賀市立上野総合市民病院</td> <td>伊賀市四十九町831</td> </tr> <tr> <td><del>1615</del></td> <td rowspan="2">東紀州</td> <td>地域</td> <td>名張市立病院</td> <td>名張市百合が丘西1番町178</td> </tr> <tr> <td></td> <td>地域</td> <td>尾鷲総合病院</td> <td>尾鷲市上野町5-25</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>地域</td> <td>紀南病院</td> <td>御浜町阿田和4750</td> </tr> </tbody> </table>	番号	構想区域	区分	医療機関名称	所在地	1	桑員	地域	厚生連三重北医療センター いなべ総合病院	いなべ市北勢町阿下喜771	2	三泗	基幹	県立総合医療センター	四日市市大字日永5450-132	3	地域	市立四日市病院	四日市市芝田2丁目2-37	4	鈴亀	地域	厚生連鈴鹿中央総合病院	鈴鹿市安塚町字山之花 1275-53	5	津	地域	三重大学医学部附属病院	津市江戸橋2丁目174	6	地域	三重中央医療センター	津市久居明神町2158-5	7	松阪	地域	松阪市民病院	松阪市殿町1550	8	地域	済生会松阪総合病院	松阪市朝日町一区15-6	9	地域	厚生連松阪中央総合病院	松阪市川合町字小望102	10	伊勢志摩	地域	伊勢赤十字病院	伊勢市船江1丁目471-2	<del>11</del> <u>1211</u>	地域	<del>市立伊勢総合病院</del>	<del>伊勢市植部町3038</del>	<del>1312</del> <u>1413</u>	伊賀	地域	県立志摩病院	志摩市阿児町鶴方1257	<del>1514</del> <u>1615</u>	地域	伊賀市立上野総合市民病院	伊賀市四十九町831	<del>1615</del>	東紀州	地域	名張市立病院	名張市百合が丘西1番町178		地域	尾鷲総合病院	尾鷲市上野町5-25			地域	紀南病院	御浜町阿田和4750
		番号	構想区域	区分	医療機関名称	所在地																																																																																																																																																				
		1	桑員	地域	厚生連三重北医療センター いなべ総合病院	いなべ市北勢町阿下喜771																																																																																																																																																				
		2	三泗	基幹	県立総合医療センター	四日市市大字日永5450-132																																																																																																																																																				
		3		地域	市立四日市病院	四日市市芝田2丁目2-37																																																																																																																																																				
		4	鈴亀	地域	厚生連鈴鹿中央総合病院	鈴鹿市安塚町字山之花 1275-53																																																																																																																																																				
		5	津	地域	三重大学医学部附属病院	津市江戸橋2丁目174																																																																																																																																																				
		6		地域	三重中央医療センター	津市久居明神町2158-5																																																																																																																																																				
		7	松阪	地域	松阪市民病院	松阪市殿町1550																																																																																																																																																				
		8		地域	済生会松阪総合病院	松阪市朝日町一区15-6																																																																																																																																																				
		9		地域	厚生連松阪中央総合病院	松阪市川合町字小望102																																																																																																																																																				
		10	伊勢志摩	地域	伊勢赤十字病院	伊勢市船江1丁目471-2																																																																																																																																																				
		11		地域	県立志摩病院	志摩市阿児町鶴方1257																																																																																																																																																				
		12	伊賀	地域	伊賀市立上野総合市民病院	伊賀市四十九町831																																																																																																																																																				
		13		地域	名張市立病院	名張市百合が丘西1番町178																																																																																																																																																				
14	東紀州	地域	尾鷲総合病院	尾鷲市上野町5-25																																																																																																																																																						
15		地域	紀南病院	御浜町阿田和4750																																																																																																																																																						
番号	構想区域	区分	医療機関名称	所在地																																																																																																																																																						
1	桑員	地域	厚生連三重北医療センター いなべ総合病院	いなべ市北勢町阿下喜771																																																																																																																																																						
2	三泗	基幹	県立総合医療センター	四日市市大字日永5450-132																																																																																																																																																						
3		地域	市立四日市病院	四日市市芝田2丁目2-37																																																																																																																																																						
4	鈴亀	地域	厚生連鈴鹿中央総合病院	鈴鹿市安塚町字山之花 1275-53																																																																																																																																																						
5	津	地域	三重大学医学部附属病院	津市江戸橋2丁目174																																																																																																																																																						
6		地域	三重中央医療センター	津市久居明神町2158-5																																																																																																																																																						
7	松阪	地域	松阪市民病院	松阪市殿町1550																																																																																																																																																						
8		地域	済生会松阪総合病院	松阪市朝日町一区15-6																																																																																																																																																						
9		地域	厚生連松阪中央総合病院	松阪市川合町字小望102																																																																																																																																																						
10	伊勢志摩	地域	伊勢赤十字病院	伊勢市船江1丁目471-2																																																																																																																																																						
<del>11</del> <u>1211</u>		地域	<del>市立伊勢総合病院</del>	<del>伊勢市植部町3038</del>																																																																																																																																																						
<del>1312</del> <u>1413</u>	伊賀	地域	県立志摩病院	志摩市阿児町鶴方1257																																																																																																																																																						
<del>1514</del> <u>1615</u>		地域	伊賀市立上野総合市民病院	伊賀市四十九町831																																																																																																																																																						
<del>1615</del>	東紀州	地域	名張市立病院	名張市百合が丘西1番町178																																																																																																																																																						
		地域	尾鷲総合病院	尾鷲市上野町5-25																																																																																																																																																						
		地域	紀南病院	御浜町阿田和4750																																																																																																																																																						

三重県広域受援計画 2020年3月修正案 新旧対照表（第5章 高齢者や障がい者等を支援する職員（介護職員等））

No.	該当箇所（修正前）	現行	修正案
43	第5章高齢者や障がい者等を支援する職員（介護職員等）の受入れに関する計画 P.100 第1節 要旨 第3 概要 図表6-7～9	<p>1 国・県・市町・関係団体の活動の概要</p> <p>介護職員等の受援活動については、社会福祉施設が県内に数多くある中で、県、市町、県内の関係団体が役割分担し、効率的に実施する必要がある。</p> <p>このため、県及び市町は、福祉避難所と福祉避難所以外の避難所における介護職員等の派遣ニーズの把握を担い、関係団体は、避難所以外の社会福祉施設における介護職員等の派遣ニーズの把握を担うことを基本として受援活動を行う。</p> <p>受援調整にあたっては、県と県社会福祉協議会及び関係団体が調整本部を設置し、災害対策本部と関係団体の情報を一元化し、介護職員等の派遣ニーズの把握とマッチングのための国緊急災害対策本部及び他県との調整を行う。</p>	<p>1 国・県・市町・関係団体の活動の概要</p> <p>介護職員等の受援活動については、社会福祉施設が県内に数多くある中で、県、市町、県内の関係団体が役割分担し、効率的に実施する必要がある。</p> <p>このため、県及び市町は、福祉避難所と一般避難所福祉避難所以外の避難所における介護職員等の派遣ニーズの把握を担い、関係団体は、避難所以外の社会福祉施設における介護職員等の派遣ニーズの把握を担うことを基本として受援活動を行う。</p> <p>受援調整にあたっては、県と県社会福祉協議会及び関係団体が調整本部を設置し、災害対策本部と関係団体の情報を一元化し、介護職員等の派遣ニーズの把握とマッチングのための国緊急災害対策本部及び他県との調整を行う。</p>
44	第5章高齢者や障がい者等を支援する職員（介護職員等）の受入れに関する計画 P.100 第1節 要旨 第3 概要 図表5-1	<p>2 介護職員等の受入れ活動の流れ</p> <p>図表5-1 介護職員等の受入れ活動の流れ</p> <p>この図表は、市町社会福祉協議会と市町災害対策本部が連携し、県災害対策本部（県地方災害対策部、調整本部）を通じて、国緊急災害対策本部、都道府県、関係団体（都道府県老人福祉施設協議会等）を経由して、被災地の福祉避難所・福祉避難所以外の避難所と社会福祉施設へ職員を派遣するプロセスを示している。派遣の依頼は国緊急災害対策本部を通じて都道府県へ行われ、関係団体へ依頼が行われ、最終的に被災地へ派遣される。</p>	<p>2 介護職員等の受入れ活動の流れ</p> <p>図表5-1 介護職員等の受入れ活動の流れ</p> <p>この図表は、市町社会福祉協議会と市町災害対策本部が連携し、県災害対策本部（県地方災害対策部、調整本部）を通じて、国緊急災害対策本部、都道府県、関係団体（都道府県老人福祉施設協議会等）を経由して、被災地の福祉避難所・一般避難所と社会福祉施設へ職員を派遣するプロセスを示している。修正案では、派遣の依頼が国緊急災害対策本部を通じて都道府県へ行われ、関係団体へ依頼が行われ、最終的に被災地へ派遣される。また、派遣の依頼が国緊急災害対策本部を通じて都道府県へ行われ、関係団体へ依頼が行われ、最終的に被災地へ派遣される。また、派遣の依頼が国緊急災害対策本部を通じて都道府県へ行われ、関係団体へ依頼が行われ、最終的に被災地へ派遣される。</p>

No.	該当箇所（修正前）	現行	修正案																				
45	第5章高齢者や障がい者等を支援する職員（介護職員等）の受入れに関する計画 P.100 第1節 要旨 第3 概要	※県は、県内で大規模災害が発生し、広域応援を要請する必要がある場合に、三重県社会福祉協議会と協議のうえ、調整本部を設置する。 ※調整本部は、被害状況に応じて、県社会福祉会館（三重県津市桜橋2丁目131番地）もしくは県庁に設置し、県、県社会福祉協議会及び関係団体で構成し、マッチングのための調整を行う。	※県は、県内で大規模災害が発生し、広域応援を要請する必要がある場合に、三重県社会福祉協議会と協議のうえ、調整本部を設置する。 ※調整本部は、被害状況に応じて、県社会福祉会館（三重県津市桜橋2丁目131番地）もしくは県庁に設置し、 <del>県、県社会福祉協議会及び関係団体で構成し、マッチングのための調整を行う。</del> <u>マッチングのための調整を行う。</u> なお、調整本部は、 <u>県、県社会福祉協議会及び関係団体で構成する。</u>																				
46	第5章高齢者や障がい者等を支援する職員（介護職員等）の受入れに関する計画 P.103 第2節 関係機関の役割 第1 指揮又は調整を行う機関	1 県 <table border="1"> <thead> <tr> <th>関係機関</th> <th>主な役割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県災害対策本部被災者支援部隊</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>市町を通じた福祉避難所及び福祉避難所以外の避難所の介護職員等の派遣ニーズの把握</li> <li>職員の派遣ニーズを集約し国緊急災害対策本部へ派遣要請</li> <li>調整本部との連絡調整・情報共有</li> <li>介護職員等の受入れ調整に係る活動方針の策定</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>県地方災害対策部被災者支援班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>医療・保健関係者による連絡会議への参加（情報収集、支援の調整）</li> <li>県災害対策本部被災者支援部隊との情報共有</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>三重県社会福祉協議会</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>調整本部との連絡調整・情報共有</li> <li>市町社会福祉協議会との情報共有</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>県内の関係団体</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>避難所以外の社会福祉施設における介護職員等の派遣ニーズの把握と他県関係団体への応援要請</li> <li>調整本部との連絡調整・情報共有</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	関係機関	主な役割	県災害対策本部被災者支援部隊	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町を通じた福祉避難所及び福祉避難所以外の避難所の介護職員等の派遣ニーズの把握</li> <li>職員の派遣ニーズを集約し国緊急災害対策本部へ派遣要請</li> <li>調整本部との連絡調整・情報共有</li> <li>介護職員等の受入れ調整に係る活動方針の策定</li> </ul>	県地方災害対策部被災者支援班	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療・保健関係者による連絡会議への参加（情報収集、支援の調整）</li> <li>県災害対策本部被災者支援部隊との情報共有</li> </ul>	三重県社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>調整本部との連絡調整・情報共有</li> <li>市町社会福祉協議会との情報共有</li> </ul>	県内の関係団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難所以外の社会福祉施設における介護職員等の派遣ニーズの把握と他県関係団体への応援要請</li> <li>調整本部との連絡調整・情報共有</li> </ul>	1 県 <table border="1"> <thead> <tr> <th>関係機関</th> <th>主な役割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県災害対策本部被災者支援部隊</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>市町を通じた福祉避難所及び<del>一般避難所福祉避難所以外の避難所</del>の介護職員等の派遣ニーズの把握</li> <li>職員の派遣ニーズを集約し国緊急災害対策本部へ派遣要請</li> <li>調整本部との連絡調整・情報共有</li> <li>介護職員等の受入れ調整に係る活動方針の策定</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>県地方災害対策部被災者支援班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>医療・保健関係者による連絡会議への参加（情報収集、支援の調整）</li> <li>県災害対策本部被災者支援部隊との情報共有</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>三重県社会福祉協議会</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>調整本部との連絡調整・情報共有</li> <li>市町社会福祉協議会との情報共有</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>県内の関係団体</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>避難所以外の社会福祉施設における介護職員等の派遣ニーズの把握と他県関係団体への応援要請</li> <li>調整本部との連絡調整・情報共有</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	関係機関	主な役割	県災害対策本部被災者支援部隊	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町を通じた福祉避難所及び<del>一般避難所福祉避難所以外の避難所</del>の介護職員等の派遣ニーズの把握</li> <li>職員の派遣ニーズを集約し国緊急災害対策本部へ派遣要請</li> <li>調整本部との連絡調整・情報共有</li> <li>介護職員等の受入れ調整に係る活動方針の策定</li> </ul>	県地方災害対策部被災者支援班	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療・保健関係者による連絡会議への参加（情報収集、支援の調整）</li> <li>県災害対策本部被災者支援部隊との情報共有</li> </ul>	三重県社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>調整本部との連絡調整・情報共有</li> <li>市町社会福祉協議会との情報共有</li> </ul>	県内の関係団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難所以外の社会福祉施設における介護職員等の派遣ニーズの把握と他県関係団体への応援要請</li> <li>調整本部との連絡調整・情報共有</li> </ul>
関係機関	主な役割																						
県災害対策本部被災者支援部隊	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町を通じた福祉避難所及び福祉避難所以外の避難所の介護職員等の派遣ニーズの把握</li> <li>職員の派遣ニーズを集約し国緊急災害対策本部へ派遣要請</li> <li>調整本部との連絡調整・情報共有</li> <li>介護職員等の受入れ調整に係る活動方針の策定</li> </ul>																						
県地方災害対策部被災者支援班	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療・保健関係者による連絡会議への参加（情報収集、支援の調整）</li> <li>県災害対策本部被災者支援部隊との情報共有</li> </ul>																						
三重県社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>調整本部との連絡調整・情報共有</li> <li>市町社会福祉協議会との情報共有</li> </ul>																						
県内の関係団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難所以外の社会福祉施設における介護職員等の派遣ニーズの把握と他県関係団体への応援要請</li> <li>調整本部との連絡調整・情報共有</li> </ul>																						
関係機関	主な役割																						
県災害対策本部被災者支援部隊	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町を通じた福祉避難所及び<del>一般避難所福祉避難所以外の避難所</del>の介護職員等の派遣ニーズの把握</li> <li>職員の派遣ニーズを集約し国緊急災害対策本部へ派遣要請</li> <li>調整本部との連絡調整・情報共有</li> <li>介護職員等の受入れ調整に係る活動方針の策定</li> </ul>																						
県地方災害対策部被災者支援班	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療・保健関係者による連絡会議への参加（情報収集、支援の調整）</li> <li>県災害対策本部被災者支援部隊との情報共有</li> </ul>																						
三重県社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>調整本部との連絡調整・情報共有</li> <li>市町社会福祉協議会との情報共有</li> </ul>																						
県内の関係団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難所以外の社会福祉施設における介護職員等の派遣ニーズの把握と他県関係団体への応援要請</li> <li>調整本部との連絡調整・情報共有</li> </ul>																						
47	第5章高齢者や障がい者等を支援する職員（介護職員等）の受入れに関する計画 P.103 第2節 関係機関の役割 第1 指揮又は調整を行う機関	3 市町 <table border="1"> <thead> <tr> <th>関係機関</th> <th>主な役割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町災害対策本部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>県へ福祉避難所等の被害状況の報告</li> <li>福祉避難所及び福祉避難所以外の避難所の介護職員等の派遣ニーズの照会と県への報告</li> <li>市町社会福祉協議会との情報共有</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>市町社会福祉協議会</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>市町災害対策本部との情報共有</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	関係機関	主な役割	市町災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>県へ福祉避難所等の被害状況の報告</li> <li>福祉避難所及び福祉避難所以外の避難所の介護職員等の派遣ニーズの照会と県への報告</li> <li>市町社会福祉協議会との情報共有</li> </ul>	市町社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町災害対策本部との情報共有</li> </ul>	3 市町 <table border="1"> <thead> <tr> <th>関係機関</th> <th>主な役割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町災害対策本部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>県へ福祉避難所等の被害状況の報告</li> <li>福祉避難所及び<del>一般避難所福祉避難所以外の避難所</del>の介護職員等の派遣ニーズの照会と県への報告</li> <li>市町社会福祉協議会との情報共有</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>市町社会福祉協議会</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>市町災害対策本部との情報共有</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	関係機関	主な役割	市町災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>県へ福祉避難所等の被害状況の報告</li> <li>福祉避難所及び<del>一般避難所福祉避難所以外の避難所</del>の介護職員等の派遣ニーズの照会と県への報告</li> <li>市町社会福祉協議会との情報共有</li> </ul>	市町社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町災害対策本部との情報共有</li> </ul>								
関係機関	主な役割																						
市町災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>県へ福祉避難所等の被害状況の報告</li> <li>福祉避難所及び福祉避難所以外の避難所の介護職員等の派遣ニーズの照会と県への報告</li> <li>市町社会福祉協議会との情報共有</li> </ul>																						
市町社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町災害対策本部との情報共有</li> </ul>																						
関係機関	主な役割																						
市町災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>県へ福祉避難所等の被害状況の報告</li> <li>福祉避難所及び<del>一般避難所福祉避難所以外の避難所</del>の介護職員等の派遣ニーズの照会と県への報告</li> <li>市町社会福祉協議会との情報共有</li> </ul>																						
市町社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町災害対策本部との情報共有</li> </ul>																						

No.	該当箇所（修正前）	現行	修正案
48	第5章高齢者や障がい者等を支援する職員（介護職員等）の受入れに関する計画 <small>P.106 第3節 初動 第1 調整本部 の設置</small>	<p><b>第1 調整本部の設置</b></p> <p>県被災者支援部隊避難者支援班は、県社会福祉協議会、関係団体と協議の上、調整本部を設置する。</p> <p>県被災者支援部隊避難者支援班は、調整本部の設置以降、初動、受入れ調整、支援活動及び調整のあらゆる局面で、県社会福祉協議会、関係団体と連携する。</p>	<p><b>第1 調整本部の設置</b></p> <p><u>県災害対策本部被災者支援部隊県被災者支援部隊避難者支援班</u>は、県社会福祉協議会、関係団体と協議の上、調整本部を設置する。</p> <p>県被災者支援部隊避難者支援班は、調整本部の設置以降、初動、受入れ調整、支援活動及び調整のあらゆる局面で、県社会福祉協議会、関係団体と連携する。</p>
49	第5章高齢者や障がい者等を支援する職員（介護職員等）の受入れに関する計画 <small>P.106 第3節 初動 第2 応援要請</small>	<p><b>第2 応援要請</b></p> <p>県被災者支援部隊避難者支援班は、市町災害対策本部を通じて福祉避難所及び福祉避難所以外の避難所の介護職員等の派遣ニーズを収集するとともに、関係団体は、避難所以外の社会福祉施設の介護職員等の派遣ニーズを収集する。収集したニーズは、調整本部において情報共有するとともに、国緊急災害対策本部及び他県の関係団体に応援要請を行う。</p>	<p><b>第2 応援要請</b></p> <p>県被災者支援部隊避難者支援班は、市町災害対策本部を通じて福祉避難所及び<u>一般避難所福祉避難所以外の避難所</u>の介護職員等の派遣ニーズを収集するとともに、関係団体は、避難所以外の社会福祉施設の介護職員等の派遣ニーズを収集する。収集したニーズは、調整本部において情報共有するとともに、国緊急災害対策本部及び他県の関係団体に応援要請を行う。</p>

三重県広域受援計画 2020年3月修正案 新旧対照表（第6章 物資）

No.	該当箇所（修正前）	現行	修正案										
50	第6章物資調達に関する計画 P. 125～128 第5節支援活動及び調整 図表6-7～9		図表6-7・6-8・6-9の下部に下記の通り挿入 「※乳児用液体ミルクは1ℓを育児用調製粉乳140gとして換算する。」										
51	第6章物資調達に関する計画 P. 126 第5節 支援活動及び調整 第1 地域愛輸送拠点（市町物資拠点）への輸送	<p>5 市町による物資の輸送等</p> <p>市町災害対策本部は、地域内輸送拠点（市町物資拠点）に輸送された物資を受け入れ、避難所等までの輸送を行う。（三重県ラストワンマイル検討会で検討中） 県災害対策本部は、市町災害対策本部が避難所等までの物資輸送を円滑に実施できるよう必要な支援を行う。</p>	<p>5 市町による物資の輸送等</p> <p>市町災害対策本部は、地域内輸送拠点（市町物資拠点）に輸送された物資を受け入れ、避難所等までの輸送を行う。<del>（三重県ラストワンマイル検討会で検討中）</del> 県災害対策本部は、市町災害対策本部が避難所等までの物資輸送を円滑に実施できるよう必要な支援を行う。</p>										
52	第6章物資調達に関する計画 P. 132 第5節 支援活動及び調整 別表6-1 地域内輸送拠点	<table border="1"> <tr> <td>2</td> <td>いなべ市</td> <td>いなべ市物資拠点</td> <td></td> <td>いなべ市北勢町阿下喜</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>木曾岬町</td> <td>木曾岬町防災センター</td> <td></td> <td>木曾岬町大字源緑輪中 大字441番地</td> </tr> </table>	2	いなべ市	いなべ市物資拠点		いなべ市北勢町阿下喜	3	木曾岬町	木曾岬町防災センター		木曾岬町大字源緑輪中 大字441番地	現在、修正中
2	いなべ市	いなべ市物資拠点		いなべ市北勢町阿下喜									
3	木曾岬町	木曾岬町防災センター		木曾岬町大字源緑輪中 大字441番地									

三重県広域受援計画 2020年3月修正案 新旧対照表（第7章 燃料供給及び電力・ガス）

No.	該当箇所（修正前）	現行	修正案
53	第7章燃料供給及び電力・ガスの臨時供給に関する計画 P.147 第4節 業務継続が必要な重要施設への燃料供給 第3 災害発生時の対応（国への要請）	1 国への要請 県総括部隊（燃料・電力・ガス供給担当）は、県石油商業組合による燃料供給だけでは燃料調達に困難と認められた場合、県内の重要施設の燃料需要をとりまとめ、施設の重要度や在庫燃料の状況等を考慮し、可能な範囲で優先順位を決定した上で、国の緊急災害対策本部に対して優先供給の実施を要請する。 優先順位の決定にあたっては、災害応急対策や医療活動を行うために必要な県、市町、警察、消防、病院等の施設を最優先とし、ライフライン施設（電気、ガス、上下水道、放送、交通）を最優先施設に準ずるものとする。ただし、重要施設からの要請量や切迫度に応じて臨機応変に対応するものとする。 なお、県総括部隊（燃料・電力・ガス供給担当）は、重要施設における燃料が枯渇する事態に備え、災害発生直後から国の緊急災害対策本部と重要施設の燃料の確保状況について共有する。	1 国への要請 県総括部隊（燃料・電力・ガス供給担当）は、県石油商業組合による燃料供給だけでは燃料調達に困難と認められた場合、県内の重要施設の燃料需要をとりまとめ、施設の重要度や在庫燃料の状況等を考慮し、可能な範囲で優先順位を決定した上で、国の緊急災害対策本部に対して優先供給の実施を要請する。 優先順位の決定にあたっては、災害応急対策や医療活動を行うために必要な県、市町、警察、消防、病院等の施設を最優先とし、ライフライン施設（電気、ガス、上下水道、 <u>工業用水道</u> 、放送、交通）を最優先施設に準ずるものとする。ただし、重要施設からの要請量や切迫度に応じて臨機応変に対応するものとする。 なお、県総括部隊（燃料・電力・ガス供給担当）は、重要施設における燃料が枯渇する事態に備え、災害発生直後から国の緊急災害対策本部と重要施設の燃料の確保状況について共有する。
54	第7章燃料供給及び電力・ガスの臨時供給に関する計画 P.155 第9節 電力の臨時供給 第2 災害発生時の対応（県内での対応）	2 県内一般送配電事業者への要請と臨時供給 県総括部隊（燃料・電力・ガス供給担当）は、ニーズ調査に基づき、臨時供給を行うべき施設の優先順位をつけ、当該優先順位に基づく重要施設への電力の臨時供給を、県内一般送配電事業者に対し要請する。	2 県内一般送配電事業者 <u>等</u> への要請と臨時供給 県総括部隊（燃料・電力・ガス供給担当）は、ニーズ調査に基づき、臨時供給を行うべき施設の優先順位をつけ、当該優先順位に基づく重要施設への電力の臨時供給を、県内一般送配電事業者に対し要請する。 <u>また、必要に応じて協定事業者へ電源車の派遣を要請する。</u>
55	第7章燃料供給及び電力・ガスの臨時供給に関する計画 P.155	（新設）	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【令和元年度台風第15号における事例】</b></p> <p><b>電力確保における倒木処理</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和元年度台風第15号において被災地となった千葉県では、倒木の影響により停電が長期化し被害状況の情報収集や電力の復旧作業に時間を要したといわれている。</li> <li>岐阜県では電気事業者の協力のもと、倒木による停電発生を未然に防ぐため、樹木の事前伐採について事業化されている。また、和歌山県は倒木を早期に処理できるよう電気事業者と協定を結んでおり、県が倒木処理を代行できることになっている。</li> </ul> <p><b>重要施設における電力の臨時供給</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>千葉県、市町及び電気事業者の間で、優先的に確保すべき重要施設や電源車などの要請について円滑な情報共有ができず、重要施設へ電力を速やかに供給することができなかったケースもあった。</li> <li>大阪府の泉南市では、停電が長期化したときに備え、電源車を優先的に配置させる施設をリスト化し、電気事業者と共有している。</li> </ul> </div>

No.	該当箇所（修正前）	現行	修正案											
56	第7章燃料供給及び電力・ガスの臨時供給に関する計画 P. 161以降	(新設)	<p style="text-align: center;">第7章 燃料供給及び電力・ガスの臨時供給、通信の臨時確保に関する計画／要旨（通信の臨時確保）</p> <p><b>第12節 要旨（通信の臨時確保）</b></p> <p><b>第1 目的</b></p> <p>南海トラフ地震等の大規模災害発生時には、重要施設の業務継続や災害応急対策活動に必要な通信を確保出来ないことが想定される。  このような想定の下、国は、電気通信事業者との協力体制<sup>17</sup>を構築し、重要施設における必要な通信の臨時確保を行う。  この「通信の臨時確保に関する計画」は、災害応急対策活動の拠点となる重要施設における必要な通信を確実に確保することを目的として、受援及び支援活動等について定める。</p> <p><b>第2 計画に基づく活動期間</b></p> <p>通信の臨時確保に関する活動期間は、災害発生後おおむね1週間を対象とする。</p> <p>【タイムライン】</p> <table border="1" data-bbox="1733 814 2706 1171"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>行動項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">通信の臨時確保 (発災～発災後12時間)</td> <td>通信支障の発生状況を県内電気通信事業者を確認</td> </tr> <tr> <td>重要施設への通信の臨時確保のニーズ調査</td> </tr> <tr> <td>県内電気通信事業者に通信の優先的な確保を行うべき施設の通信確保を要請 緊急輸送ルートの被害状況・啓開状況の情報収集・提供</td> </tr> <tr> <td>通信の臨時確保 (発災～発災後1日目)</td> <td>国緊急災害対策本部に重要施設における通信の臨時確保を要請</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">通信の臨時確保 (発災～発災後2日目以降)</td> <td>国緊急災害対策本部に要請した通信の臨時確保</td> </tr> <tr> <td>重要施設における通信の確保状況の確認</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>第3 概要</b></p> <p>1 国・県・市町の活動の概要</p> <p>(1) 活動内容</p> <p>県は、県内電気通信事業者に対し、通信支障が発生している地域を確認した上で、重要施設における通信の臨時確保の必要性を照会する。収集した情報を基に、通信の臨時確保が必要な重要施設の優先順位の検討し、県内電気通信事業者に対し通信の臨時確保を要請する。県内で対応できない場合は、国の緊急災害対策本部へ通信の臨時確保の要請を行い、国は、電気通信事業者との協力体制を構築し、重要施設における必要な通信の臨時確保を行う。</p> <p><sup>17</sup> 発災後、総務省の判断により、東海総合通信局と関係電気通信事業者の担当官から構成される「通信確保調整チーム」を設置し、県災害対策本部等との連絡調整を行う。「通信確保調整チーム」は、被災県災害対策本部など被災県の情報を迅速に把握できる場所での活動を想定している。</p>	区分	行動項目	通信の臨時確保 (発災～発災後12時間)	通信支障の発生状況を県内電気通信事業者を確認	重要施設への通信の臨時確保のニーズ調査	県内電気通信事業者に通信の優先的な確保を行うべき施設の通信確保を要請 緊急輸送ルートの被害状況・啓開状況の情報収集・提供	通信の臨時確保 (発災～発災後1日目)	国緊急災害対策本部に重要施設における通信の臨時確保を要請	通信の臨時確保 (発災～発災後2日目以降)	国緊急災害対策本部に要請した通信の臨時確保	重要施設における通信の確保状況の確認
区分	行動項目													
通信の臨時確保 (発災～発災後12時間)	通信支障の発生状況を県内電気通信事業者を確認													
	重要施設への通信の臨時確保のニーズ調査													
	県内電気通信事業者に通信の優先的な確保を行うべき施設の通信確保を要請 緊急輸送ルートの被害状況・啓開状況の情報収集・提供													
通信の臨時確保 (発災～発災後1日目)	国緊急災害対策本部に重要施設における通信の臨時確保を要請													
通信の臨時確保 (発災～発災後2日目以降)	国緊急災害対策本部に要請した通信の臨時確保													
	重要施設における通信の確保状況の確認													

No.	該当箇所（修正前）	現行	修正案
-----	-----------	----	-----

57

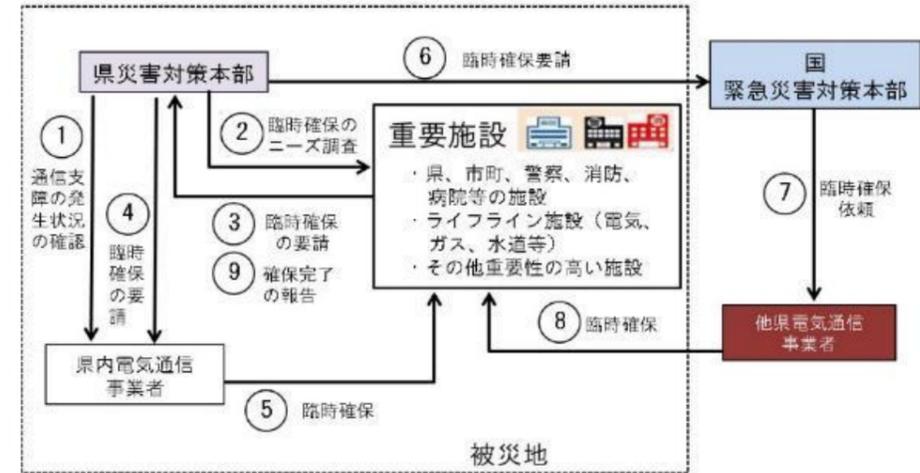
第7章燃料供給及び電力・ガスの臨時供給に関する計画

P. 161以降

（新設）

第7章 燃料供給及び電力・ガスの臨時供給、通信の臨時確保に関する計画／要旨（通信の臨時確保）

図表7-10 通信の臨時確保の流れ



（1）通信の臨時確保の拠点

① 電気通信事業者

指定公共機関である電気通信事業者のことで、災害発生時には、通信が途絶した重要施設に対し、基地局や交換機器等の通信設備における電力又は伝送路の確保及び非常用発電機の燃料確保等についての対応状況並びに基地局や交換機等の復旧状況等を勘案し、必要に応じ、速やかに通信端末の貸与や移動基地局車又は可搬型の通信機器（小型ポータブル衛星装置等）等の展開等による通信の臨時確保を行う。

本県を所管する事業者は、西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社である。

No.	該当箇所（修正前）	現行	修正案
58	第7章燃料供給及び電力・ガスの臨時供給に関する計画 P. 161以降	(新設)	<p style="text-align: center;">第7章 燃料供給及び電力・ガスの臨時供給、通信の臨時確保に関する計画／関係機関の役割</p> <p style="text-align: center;">第13節 関係機関の役割</p> <p style="text-align: center;">図表7-11 通信の臨時確保に関する関係機関の体制</p>

No.	該当箇所（修正前）	現行	修正案																
59	第7章燃料供給及び電力・ガスの臨時供給に関する計画 P. 161以降	(新設)	<p>第7章 燃料供給及び電力・ガスの臨時供給、通信の臨時確保に関する計画／関係機関の役割</p> <p><b>第1 指揮又は調整を行う機関</b></p> <p>1 県</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関係機関</th> <th>主な役割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県災害対策本部 総括部隊総括班 (燃料・電力・ガス・通信担当)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>県内電気通信事業者に対する通信支障の発生状況の確認</li> <li>重要施設に対する通信の臨時確保のニーズ調査</li> <li>県内電気通信事業者や国の緊急災害対策本部に対する通信の臨時確保の要請</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table> <p>2 国</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関係機関</th> <th>主な役割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急災害対策本部</td> <td>・広域的な通信の臨時確保の調整</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 市町</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関係機関</th> <th>主な役割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町災害対策本部</td> <td>・市町が管理する重要施設における通信の臨時確保にかかる県への要請</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>第2 通信の臨時確保を行う機関</b></p> <p>1 県内の関係機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関係機関</th> <th>主な役割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気通信事業者</td> <td>・重要施設における通信の臨時確保</td> </tr> </tbody> </table>	関係機関	主な役割	県災害対策本部 総括部隊総括班 (燃料・電力・ガス・通信担当)	<ul style="list-style-type: none"> <li>県内電気通信事業者に対する通信支障の発生状況の確認</li> <li>重要施設に対する通信の臨時確保のニーズ調査</li> <li>県内電気通信事業者や国の緊急災害対策本部に対する通信の臨時確保の要請</li> </ul>	関係機関	主な役割	緊急災害対策本部	・広域的な通信の臨時確保の調整	関係機関	主な役割	市町災害対策本部	・市町が管理する重要施設における通信の臨時確保にかかる県への要請	関係機関	主な役割	電気通信事業者	・重要施設における通信の臨時確保
関係機関	主な役割																		
県災害対策本部 総括部隊総括班 (燃料・電力・ガス・通信担当)	<ul style="list-style-type: none"> <li>県内電気通信事業者に対する通信支障の発生状況の確認</li> <li>重要施設に対する通信の臨時確保のニーズ調査</li> <li>県内電気通信事業者や国の緊急災害対策本部に対する通信の臨時確保の要請</li> </ul>																		
関係機関	主な役割																		
緊急災害対策本部	・広域的な通信の臨時確保の調整																		
関係機関	主な役割																		
市町災害対策本部	・市町が管理する重要施設における通信の臨時確保にかかる県への要請																		
関係機関	主な役割																		
電気通信事業者	・重要施設における通信の臨時確保																		

No.	該当箇所（修正前）	現行	修正案
60	第7章燃料供給及び電力・ガスの臨時供給に関する計画 P.161以降	(新設)	<p style="text-align: center;">第7章 燃料供給及び電力・ガスの臨時供給、通信の臨時確保に関する計画／通信の臨時確保</p> <p><b>第14節 通信の臨時確保</b></p> <p><b>第1 平時の事前準備</b></p> <p>県は、災害発生時に通信の臨時確保が必要となる指定した重要施設のリストを関係省庁（内閣府・総務省等）、県内電気通信事業者と共有する。</p> <p><b>第2 災害発生時の対応（県内での対応）</b></p> <p>1 県内電気通信事業者に対する通信支障の発生状況の確認</p> <p>県総括部隊（燃料・電力・ガス・通信担当）は、発災後、県内のどの地域で通信支障が発生しているのかについて、県内電気通信事業者を確認する。</p> <p>2 通信の臨時確保のニーズ調査</p> <p>県総括部隊（燃料・電力・ガス・通信担当）は、発災後、重要施設のリストに掲載されている施設について、通信の臨時確保のニーズ調査をする。</p> <p>3 県内電気通信事業者への要請と通信の臨時確保</p> <p>県総括部隊（燃料・電力・ガス・通信担当）は、ニーズ調査に基づき、通信の臨時確保を行うべき施設の優先順位をつけ、当該優先順位に基づく重要施設への通信の臨時確保を、県内電気通信事業者に対し要請する。</p> <p>4 緊急輸送ルートの被害状況・啓開状況の情報収集と共有</p> <p>県総括部隊（燃料・電力・ガス・通信担当）は、県社会基盤対策部隊から防災情報プラットフォーム等を活用し緊急輸送ルートの被害状況や啓開状況にかかる情報を収集し、県内電気通信事業者へ情報提供する。</p> <p><b>第3 災害発生時の対応（国への要請）</b></p> <p>1 国への要請</p> <p>県総括部隊（燃料・電力・ガス・通信担当）は、県内電気通信事業者との間で、優先すべき重要施設への通信の臨時確保が困難な場合には、国緊急災害対策本部に臨時確保を要請する。</p> <p>2 臨時確保の受入れ対応</p> <p>国緊急災害対策本部は、電気通信事業者との協力体制を構築し、重要施設における必要な通信の臨時確保を行う。 重要施設の施設管理者は、要請した臨時確保の実施完了後、県総括部隊（燃料・電力・ガス・通信担当）へ確保完了を報告する。</p>

No.	該当箇所（修正前）		現行	修正案
61	第7章燃料供給及び電力・ガスの臨時供給に関する計画	P. 161以降	(新設)	<p data-bbox="1777 275 2570 296">第7章 燃料供給及び電力・ガスの臨時供給、通信の臨時確保に関する計画／通信の臨時確保</p> <p data-bbox="1783 348 2487 373">3 緊急輸送ルートの被害状況・啓開状況の情報収集と共有</p> <p data-bbox="1828 401 2727 485">県総括部隊（燃料・電力・ガス・通信担当）は、県社会基盤対策部隊から防災情報プラットフォーム等を活用し緊急輸送ルートの被害状況や啓開状況にかかる情報を収集し、他県電気通信事業者へ情報提供する。</p>

三重県広域受援計画 2020年3月修正案 新旧対照表（第9章 自治体応援職員）

No.	該当箇所（修正前）	現行	修正案
62	第9章自治体応援職員の受入れに関する計画 P.186 第3節 一般事務職員の受入れ 第3 支援活動及び調整	<p><b>第3 支援活動及び調整</b></p> <p>1 自治体応援職員（一般事務職員）の活動支援</p> <p>「応援・受援班（一般事務職員）」は、自治体応援職員が円滑に活動できるよう、各部隊の受援担当と情報共有を図りながら、会議室等の作業スペース、机・椅子等の確保を行う等自治体応援職員の業務環境の整備に配慮するとともに、宿泊所、緊急輸送ルートの被害状況・啓開状況、給油所等の活動に必要な情報の提供を行い、自治体応援職員の活動を支援する。なお、宿泊所については、応援自治体側での対応を求めることを基本とする。</p> <p>自治体応援職員（一般事務職員）に対しては、応急対応や復旧・復興のフェーズに応じて業務内容を明示するとともに、災害対策本部員会議への参加を求めるほか、応援職員を交えて定期的な情報共有・調整会議を開催する。また、提供する業務スペースは、原則、情報が集まる災害対策本部のオペレーションルーム内に確保する。</p> <p>自治体応援職員（一般事務職員）の活動に必要な資機材については、原則、応援自治体側での準備を求めることを明確に伝えるとともに、受入れ側で準備できる資機材については、事前に応援自治体側と調整するため、あらかじめリストアップしておく。</p>	<p><b>第3 支援活動及び調整</b></p> <p>1 自治体応援職員（一般事務職員）の活動支援</p> <p>「応援・受援班（一般事務職員）」は、自治体応援職員が円滑に活動できるよう、各部隊の受援担当と情報共有を図りながら、会議室等の作業スペース、机・椅子等の確保を行う等自治体応援職員の業務環境の整備に配慮するとともに、宿泊所、緊急輸送ルートの被害状況・啓開状況、給油所等の活動に必要な情報の提供を行い、自治体応援職員の活動を支援する。なお、宿泊所については、応援自治体側での対応を求めることを基本とする。</p> <p>自治体応援職員（一般事務職員）に対しては、応急対応や復旧・復興のフェーズに応じて業務内容を明示するとともに、災害対策本部員会議への参加を求めるほか、応援職員を交えて定期的な情報共有・調整会議を開催する。<b>加えて、必要に応じて、被災市町間で情報共有を図るため、各市町災害対策本部に派遣されている応援職員等を対象にした連絡調整会議を開催する。</b>また、提供する業務スペースは、原則、情報が集まる災害対策本部のオペレーションルーム内に確保する。</p> <p>自治体応援職員（一般事務職員）の活動に必要な資機材については、原則、応援自治体側での準備を求めることを明確に伝えるとともに、受入れ側で準備できる資機材については、事前に応援自治体側と調整するため、あらかじめリストアップしておく。</p>
63	第9章自治体応援職員の受入れに関する計画 P.187 第3節 一般事務職員の受入れ	（新設）	<p><b>【令和元年台風第19号における長野県中野市支援への支援事例】</b></p> <p><b>ノウハウに関する支援</b>                      長野県中野市への支援では、被災自治体の職員数を補う量的な支援ではなく、ロードマップの作成などのノウハウについての質的支援となった。ノウハウの支援によって災害対応の全体像をつかむことができ、円滑な災害対応につなげることができた。</p> <p><b>応援職員連絡調整会議の開催</b>                      中野市を支援する際には、三重県隊の発案により、総務省、応援県市及び長野県を対象とした応援団体連絡会議を定期的で開催することにした。                      これにより、対口支援が決まっていなかった飯山市や佐久穂町などへの対口支援が決定し迅速な災害対応につなげることができた。</p>

No.	該当箇所（修正前）	現行	修正案
64	第9章 自治体応援職員 の受入れに関する計画 P.188 第4節 専門職種職員 の受入れ 第3 支援活動及び調整	<p><b>第3 支援活動及び調整</b></p> <p>1 自治体応援職員（専門職種職員）の活動支援</p> <p>各部隊情報収集・分析班は、自治体応援職員が円滑に活動できるよう、「応援・受援班（一般事務職員）」と情報共有を図りながら、会議室等の作業スペース、机・椅子等の確保を行う等自治体応援職員の業務環境の整備に配慮するとともに、宿泊所、緊急輸送ルートの被害状況・啓開状況、給油所等の活動に必要な情報の提供を行い、自治体応援職員の活動を支援する。なお、宿泊所については、応援自治体側での対応を求めることを基本とする。</p> <p>自治体応援職員（専門職種職員）に対しては、業務内容を明示するとともに、災害対策本部員会議への参加を求めるほか、応援職員を交えて定期的な情報共有・調整会議を開催する。また、提供する業務スペースは、原則、情報が集まる災害対策本部のオペレーションルーム内に確保する。</p> <p>自治体応援職員（専門職種職員）の活動に必要な資機材については、原則、応援自治体側での準備を求めることを明確に伝えるとともに、受入れ側で準備できる資機材については、事前に応援自治体側と調整するため、あらかじめリストアップしておく。</p>	<p><b>第3 支援活動及び調整</b></p> <p>1 自治体応援職員（専門職種職員）の活動支援</p> <p>各部隊情報収集・分析班は、自治体応援職員が円滑に活動できるよう、「応援・受援班（一般事務職員）」と情報共有を図りながら、会議室等の作業スペース、机・椅子等の確保を行う等自治体応援職員の業務環境の整備に配慮するとともに、宿泊所、緊急輸送ルートの被害状況・啓開状況、給油所等の活動に必要な情報の提供を行い、自治体応援職員の活動を支援する。なお、宿泊所については、応援自治体側での対応を求めることを基本とする。</p> <p>自治体応援職員（専門職種職員）に対しては、業務内容を明示するとともに、災害対策本部員会議への参加を求めるほか、応援職員を交えて定期的な情報共有・調整会議を開催する。<u>加えて、必要に応じて、被災市町間で情報共有を図るため、各市町災害対策本部に派遣されている応援職員等を対象にした連絡調整会議を開催する。</u>また、提供する業務スペースは、原則、情報が集まる災害対策本部のオペレーションルーム内に確保する。</p> <p>自治体応援職員（専門職種職員）の活動に必要な資機材については、原則、応援自治体側での準備を求めることを明確に伝えるとともに、受入れ側で準備できる資機材については、事前に応援自治体側と調整するため、あらかじめリストアップしておく。</p>

No.	該当箇所 (修正前)	現行	修正案																																																																
65	第9章自治体応援職員の受入れに関する計画	<p>P.189 第4節 専門職種職員の受入れ 第4 主な専門職種職員の受入れ</p> <p><b>第4 主な専門職種職員の受入れ</b></p> <p>主な専門職種職員の受入れについては、以下のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>専門職種</th> <th>業務</th> <th>活動開始時期</th> <th>活動期間</th> <th>活動場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">被災建築物応急危険度判定士</td> <td>二次災害防止のための被災建築物の調査と判定</td> <td>災害発生後おおむね2～3日目</td> <td>おおむね3週間程度</td> <td>支援要請があった市町内</td> </tr> <tr> <td colspan="4"> </td> </tr> <tr> <td rowspan="2">被災宅地危険度判定士</td> <td>二次災害防止のための被災宅地の調査と判定</td> <td>災害発生後おおむね2～3日目</td> <td>おおむね3週間程度</td> <td>支援要請があった市町内</td> </tr> <tr> <td colspan="4"> </td> </tr> <tr> <td rowspan="2">スクールカウンセラー</td> <td>・児童生徒の心のケア ・教職員や保護者への支援</td> <td>災害発生後おおむね2～3日目</td> <td>おおむね2か月</td> <td>学校</td> </tr> <tr> <td colspan="4"> <p>【平成30年7月豪雨における事例】 平成30年7月豪雨では、被災県から全国知事会を通じて、各県に対し臨床心理士資格を有する職員の派遣要請があった。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	専門職種	業務	活動開始時期	活動期間	活動場所	被災建築物応急危険度判定士	二次災害防止のための被災建築物の調査と判定	災害発生後おおむね2～3日目	おおむね3週間程度	支援要請があった市町内					被災宅地危険度判定士	二次災害防止のための被災宅地の調査と判定	災害発生後おおむね2～3日目	おおむね3週間程度	支援要請があった市町内					スクールカウンセラー	・児童生徒の心のケア ・教職員や保護者への支援	災害発生後おおむね2～3日目	おおむね2か月	学校	<p>【平成30年7月豪雨における事例】 平成30年7月豪雨では、被災県から全国知事会を通じて、各県に対し臨床心理士資格を有する職員の派遣要請があった。</p>				<p>P.189 第4節 専門職種職員の受入れ 第4 主な専門職種職員の受入れ</p> <p><b>第4 主な専門職種職員の受入れ</b></p> <p>主な専門職種職員の受入れについては、以下のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>専門職種</th> <th>業務</th> <th>活動開始時期</th> <th>活動期間</th> <th>活動場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">被災建築物応急危険度判定士</td> <td>二次災害防止のための被災建築物の調査と判定</td> <td>災害発生後おおむね2～3日目</td> <td>おおむね3週間程度</td> <td>支援要請があった市町内</td> </tr> <tr> <td colspan="4"> </td> </tr> <tr> <td rowspan="2">被災宅地危険度判定士</td> <td>二次災害防止のための被災宅地の調査と判定</td> <td>災害発生後おおむね2～3日目</td> <td>おおむね3週間程度</td> <td>支援要請があった市町内</td> </tr> <tr> <td colspan="4"> </td> </tr> <tr> <td rowspan="2">スクールカウンセラー</td> <td>・児童生徒の心のケア ・教職員や保護者への支援</td> <td>災害発生後おおむね2～3日目</td> <td>おおむね2か月</td> <td>学校</td> </tr> <tr> <td colspan="4"> <p>【平成30年7月豪雨における事例】 平成30年7月豪雨では、被災県から全国知事会を通じて、各県に対し臨床心理士資格を有する職員の派遣要請があった。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	専門職種	業務	活動開始時期	活動期間	活動場所	被災建築物応急危険度判定士	二次災害防止のための被災建築物の調査と判定	災害発生後おおむね2～3日目	おおむね3週間程度	支援要請があった市町内					被災宅地危険度判定士	二次災害防止のための被災宅地の調査と判定	災害発生後おおむね2～3日目	おおむね3週間程度	支援要請があった市町内					スクールカウンセラー	・児童生徒の心のケア ・教職員や保護者への支援	災害発生後おおむね2～3日目	おおむね2か月	学校	<p>【平成30年7月豪雨における事例】 平成30年7月豪雨では、被災県から全国知事会を通じて、各県に対し臨床心理士資格を有する職員の派遣要請があった。</p>			
専門職種	業務	活動開始時期	活動期間	活動場所																																																															
被災建築物応急危険度判定士	二次災害防止のための被災建築物の調査と判定	災害発生後おおむね2～3日目	おおむね3週間程度	支援要請があった市町内																																																															
被災宅地危険度判定士	二次災害防止のための被災宅地の調査と判定	災害発生後おおむね2～3日目	おおむね3週間程度	支援要請があった市町内																																																															
スクールカウンセラー	・児童生徒の心のケア ・教職員や保護者への支援	災害発生後おおむね2～3日目	おおむね2か月	学校																																																															
	<p>【平成30年7月豪雨における事例】 平成30年7月豪雨では、被災県から全国知事会を通じて、各県に対し臨床心理士資格を有する職員の派遣要請があった。</p>																																																																		
専門職種	業務	活動開始時期	活動期間	活動場所																																																															
被災建築物応急危険度判定士	二次災害防止のための被災建築物の調査と判定	災害発生後おおむね2～3日目	おおむね3週間程度	支援要請があった市町内																																																															
被災宅地危険度判定士	二次災害防止のための被災宅地の調査と判定	災害発生後おおむね2～3日目	おおむね3週間程度	支援要請があった市町内																																																															
スクールカウンセラー	・児童生徒の心のケア ・教職員や保護者への支援	災害発生後おおむね2～3日目	おおむね2か月	学校																																																															
	<p>【平成30年7月豪雨における事例】 平成30年7月豪雨では、被災県から全国知事会を通じて、各県に対し臨床心理士資格を有する職員の派遣要請があった。</p>																																																																		
66	第9章自治体応援職員の受入れに関する計画	(新設)	<p><b>【令和元年度台風第19号における事例】</b> 三重県が対口支援を実施した長野県中野市では、災害廃棄物が大量に発生すると見込まれたことから、三重県に対して、対口支援のスキームで化学技師（災害廃棄物処理スペシャリスト）の派遣を依頼した。これを受けて、三重県から2名の化学技師の派遣を実施した。なお、県内市町では、災害廃棄物中部ブロック広域連携計画や友好都市協定に基づき、被災地に職員を派遣した事例もあった。</p>																																																																

No.	該当箇所（修正前）	現行	修正案																																																																																																																																																																																																																																																
67	第9章自治体応援職員の受入れに関する計画 第7節 自治体応援職員の業務内容 第1 県の業務	<table border="1"> <thead> <tr> <th>一般／専門</th> <th>職種等</th> <th>業務</th> <th>主な業務内容</th> <th>活動開始時期（目安）</th> <th>被災自治体等が望ましい業務</th> <th>被災自治体等が望ましい業務</th> <th>受援担当課等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td>一般</td> <td>用地取得関係業務</td> <td>災害復旧に係る用地取得</td> <td>1～2か月後</td> <td></td> <td></td> <td>県土整備部公共用地課</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>一般</td> <td>検証業務</td> <td>記録整理、検証の実施、検証委員会の設置運営、報告書作成</td> <td>1～2か月後</td> <td></td> <td></td> <td>防災対策部防災対策総務課</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>一般</td> <td>雇用維持・確保業務</td> <td>離職者の再就職支援</td> <td>1～2か月後</td> <td></td> <td></td> <td>雇用経済部雇用対策課</td> </tr> <tr> <td>専門</td> <td>土木</td> <td>災害廃棄物処理関係業務</td> <td>二次仮置場設置（造成工事等）及び運営に係る設計等委託発注、監督</td> <td>2～3日後</td> <td></td> <td></td> <td>環境生活部廃棄物・リサイクル課</td> </tr> <tr> <td>専門</td> <td>土木</td> <td>道路災害復旧関係業務</td> <td>道路の災害復旧に係る調査設計、災害査定、工事発注、工事監理</td> <td>1～2か月後</td> <td></td> <td></td> <td>県土整備部道路管理課、道路建設課</td> </tr> <tr> <td>専門</td> <td>土木</td> <td>橋梁災害復旧関係業務</td> <td>橋梁の災害復旧に係る調査設計、災害査定、工事発注、工事監理</td> <td>1～2か月後</td> <td></td> <td></td> <td>県土整備部道路建設課</td> </tr> <tr> <td>専門</td> <td>土木</td> <td>河川災害復旧関係業務</td> <td>河川の災害復旧に係る調査設計、災害査定、工事発注、工事監理</td> <td>1～2か月後</td> <td></td> <td></td> <td>県土整備部河川課</td> </tr> <tr> <td>専門</td> <td>土木</td> <td>砂防、地すべり、急傾斜、河川（ダム）災害復旧関係業務</td> <td>砂防、地すべり、急傾斜、河川（ダム関係）の災害復旧に係る調査設計、災害査定、工事発注、工事監理</td> <td>1～2か月後</td> <td></td> <td></td> <td>県土整備部防災砂防課</td> </tr> <tr> <td>専門</td> <td>土木</td> <td>港湾、海岸災害復旧関係業務</td> <td>港湾、海岸の災害復旧に係る調査設計、災害査定、工事発注、工事監理</td> <td>1～2か月後</td> <td></td> <td></td> <td>県土整備部港湾・海岸課</td> </tr> <tr> <td>専門</td> <td>土木</td> <td>市街復興関係業務</td> <td>復興に向けた市街地整備に係る計画策定、工事発注、工事監理</td> <td>1～2か月後</td> <td></td> <td></td> <td>県土整備部都市政策課</td> </tr> <tr> <td>専門</td> <td>土木</td> <td>下水道災害復旧関係業務</td> <td>下水道の災害復旧に係る調査設計、災害査定、工事発注、工事監理</td> <td>1～2か月後</td> <td></td> <td></td> <td>県土整備部下水道課</td> </tr> <tr> <td>専門</td> <td>土木</td> <td>水道災害復旧関係業務</td> <td>県営水道設備の災害復旧に係る調査設計、災害査定、工事発注、工事監理</td> <td>1～2か月後</td> <td></td> <td></td> <td>企業庁水道事業課</td> </tr> <tr> <td>専門</td> <td>土木</td> <td>公園等災害復旧関係業務</td> <td>公園等公共施設の災害復旧に係る調査設計、災害査定、工事発注、工事監理</td> <td>1～2か月後</td> <td></td> <td></td> <td>関係部局</td> </tr> <tr> <td>専門</td> <td>土木</td> <td>工業用水道災害復旧関係業務</td> <td>県営工業用水道設備の災害復旧に係る調査設計、災害査定、工事発注、工事監理</td> <td>1～2か月後</td> <td></td> <td></td> <td>企業庁工業用水道事業課</td> </tr> </tbody> </table>	一般／専門	職種等	業務	主な業務内容	活動開始時期（目安）	被災自治体等が望ましい業務	被災自治体等が望ましい業務	受援担当課等	一般	一般	用地取得関係業務	災害復旧に係る用地取得	1～2か月後			県土整備部公共用地課	一般	一般	検証業務	記録整理、検証の実施、検証委員会の設置運営、報告書作成	1～2か月後			防災対策部防災対策総務課	一般	一般	雇用維持・確保業務	離職者の再就職支援	1～2か月後			雇用経済部雇用対策課	専門	土木	災害廃棄物処理関係業務	二次仮置場設置（造成工事等）及び運営に係る設計等委託発注、監督	2～3日後			環境生活部廃棄物・リサイクル課	専門	土木	道路災害復旧関係業務	道路の災害復旧に係る調査設計、災害査定、工事発注、工事監理	1～2か月後			県土整備部道路管理課、道路建設課	専門	土木	橋梁災害復旧関係業務	橋梁の災害復旧に係る調査設計、災害査定、工事発注、工事監理	1～2か月後			県土整備部道路建設課	専門	土木	河川災害復旧関係業務	河川の災害復旧に係る調査設計、災害査定、工事発注、工事監理	1～2か月後			県土整備部河川課	専門	土木	砂防、地すべり、急傾斜、河川（ダム）災害復旧関係業務	砂防、地すべり、急傾斜、河川（ダム関係）の災害復旧に係る調査設計、災害査定、工事発注、工事監理	1～2か月後			県土整備部防災砂防課	専門	土木	港湾、海岸災害復旧関係業務	港湾、海岸の災害復旧に係る調査設計、災害査定、工事発注、工事監理	1～2か月後			県土整備部港湾・海岸課	専門	土木	市街復興関係業務	復興に向けた市街地整備に係る計画策定、工事発注、工事監理	1～2か月後			県土整備部都市政策課	専門	土木	下水道災害復旧関係業務	下水道の災害復旧に係る調査設計、災害査定、工事発注、工事監理	1～2か月後			県土整備部下水道課	専門	土木	水道災害復旧関係業務	県営水道設備の災害復旧に係る調査設計、災害査定、工事発注、工事監理	1～2か月後			企業庁水道事業課	専門	土木	公園等災害復旧関係業務	公園等公共施設の災害復旧に係る調査設計、災害査定、工事発注、工事監理	1～2か月後			関係部局	専門	土木	工業用水道災害復旧関係業務	県営工業用水道設備の災害復旧に係る調査設計、災害査定、工事発注、工事監理	1～2か月後			企業庁工業用水道事業課	<table border="1"> <thead> <tr> <th>一般／専門</th> <th>職種等</th> <th>業務</th> <th>主な業務内容</th> <th>活動開始時期（目安）</th> <th>被災自治体等が望ましい業務</th> <th>被災自治体等が望ましい業務</th> <th>受援担当課等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td>一般</td> <td>用地取得関係業務</td> <td>災害復旧に係る用地取得</td> <td>1～2か月後</td> <td></td> <td></td> <td>県土整備部公共用地課</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>一般</td> <td>検証業務</td> <td>記録整理、検証の実施、検証委員会の設置運営、報告書作成</td> <td>1～2か月後</td> <td></td> <td></td> <td>防災対策部防災対策総務課</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>一般</td> <td>雇用維持・確保業務</td> <td>離職者の再就職支援</td> <td>1～2か月後</td> <td></td> <td></td> <td>雇用経済部雇用対策課</td> </tr> <tr> <td>専門</td> <td>土木</td> <td>災害廃棄物処理関係業務</td> <td>二次仮置場設置（造成工事等）及び運営に係る設計等委託発注、監督</td> <td>2～3日後</td> <td></td> <td></td> <td>環境生活部廃棄物・リサイクル課</td> </tr> <tr> <td>専門</td> <td>土木</td> <td>道路災害復旧関係業務</td> <td>道路の災害復旧に係る調査設計、災害査定、工事発注、工事監理</td> <td>1～2か月後</td> <td></td> <td></td> <td>県土整備部道路管理課、道路建設課</td> </tr> <tr> <td>専門</td> <td>土木</td> <td>橋梁災害復旧関係業務</td> <td>橋梁の災害復旧に係る調査設計、災害査定、工事発注、工事監理</td> <td>1～2か月後</td> <td></td> <td></td> <td>県土整備部道路建設課</td> </tr> <tr> <td>専門</td> <td>土木</td> <td>河川災害復旧関係業務</td> <td>河川の災害復旧に係る調査設計、災害査定、工事発注、工事監理</td> <td>1～2か月後</td> <td></td> <td></td> <td>県土整備部河川課</td> </tr> <tr> <td>専門</td> <td>土木</td> <td>砂防、地すべり、急傾斜、河川（ダム）災害復旧関係業務</td> <td>砂防、地すべり、急傾斜、河川（ダム関係）の災害復旧に係る調査設計、災害査定、工事発注、工事監理</td> <td>1～2か月後</td> <td></td> <td></td> <td>県土整備部防災砂防課</td> </tr> <tr> <td>専門</td> <td>土木</td> <td>港湾、海岸災害復旧関係業務</td> <td>港湾、海岸の災害復旧に係る調査設計、災害査定、工事発注、工事監理</td> <td>1～2か月後</td> <td></td> <td></td> <td>県土整備部港湾・海岸課</td> </tr> <tr> <td>専門</td> <td>土木</td> <td>市街復興関係業務</td> <td>復興に向けた市街地整備に係る計画策定、工事発注、工事監理</td> <td>1～2か月後</td> <td></td> <td></td> <td>県土整備部都市政策課</td> </tr> <tr> <td>専門</td> <td>土木</td> <td>下水道災害復旧関係業務</td> <td>下水道の災害復旧に係る調査設計、災害査定、工事発注、工事監理</td> <td>1～2か月後</td> <td></td> <td></td> <td>県土整備部下水道事業課</td> </tr> <tr> <td>専門</td> <td>土木</td> <td>水道災害復旧関係業務</td> <td>県営水道設備の災害復旧に係る調査設計、災害査定、工事発注、工事監理</td> <td>1～2か月後</td> <td></td> <td></td> <td>企業庁水道事業課</td> </tr> <tr> <td>専門</td> <td>土木</td> <td>公園等災害復旧関係業務</td> <td>公園等公共施設の災害復旧に係る調査設計、災害査定、工事発注、工事監理</td> <td>1～2か月後</td> <td></td> <td></td> <td>関係部局</td> </tr> <tr> <td>専門</td> <td>土木</td> <td>工業用水道災害復旧関係業務</td> <td>県営工業用水道設備の災害復旧に係る調査設計、災害査定、工事発注、工事監理</td> <td>1～2か月後</td> <td></td> <td></td> <td>企業庁工業用水道事業課</td> </tr> </tbody> </table>	一般／専門	職種等	業務	主な業務内容	活動開始時期（目安）	被災自治体等が望ましい業務	被災自治体等が望ましい業務	受援担当課等	一般	一般	用地取得関係業務	災害復旧に係る用地取得	1～2か月後			県土整備部公共用地課	一般	一般	検証業務	記録整理、検証の実施、検証委員会の設置運営、報告書作成	1～2か月後			防災対策部防災対策総務課	一般	一般	雇用維持・確保業務	離職者の再就職支援	1～2か月後			雇用経済部雇用対策課	専門	土木	災害廃棄物処理関係業務	二次仮置場設置（造成工事等）及び運営に係る設計等委託発注、監督	2～3日後			環境生活部廃棄物・リサイクル課	専門	土木	道路災害復旧関係業務	道路の災害復旧に係る調査設計、災害査定、工事発注、工事監理	1～2か月後			県土整備部道路管理課、道路建設課	専門	土木	橋梁災害復旧関係業務	橋梁の災害復旧に係る調査設計、災害査定、工事発注、工事監理	1～2か月後			県土整備部道路建設課	専門	土木	河川災害復旧関係業務	河川の災害復旧に係る調査設計、災害査定、工事発注、工事監理	1～2か月後			県土整備部河川課	専門	土木	砂防、地すべり、急傾斜、河川（ダム）災害復旧関係業務	砂防、地すべり、急傾斜、河川（ダム関係）の災害復旧に係る調査設計、災害査定、工事発注、工事監理	1～2か月後			県土整備部防災砂防課	専門	土木	港湾、海岸災害復旧関係業務	港湾、海岸の災害復旧に係る調査設計、災害査定、工事発注、工事監理	1～2か月後			県土整備部港湾・海岸課	専門	土木	市街復興関係業務	復興に向けた市街地整備に係る計画策定、工事発注、工事監理	1～2か月後			県土整備部都市政策課	専門	土木	下水道災害復旧関係業務	下水道の災害復旧に係る調査設計、災害査定、工事発注、工事監理	1～2か月後			県土整備部下水道事業課	専門	土木	水道災害復旧関係業務	県営水道設備の災害復旧に係る調査設計、災害査定、工事発注、工事監理	1～2か月後			企業庁水道事業課	専門	土木	公園等災害復旧関係業務	公園等公共施設の災害復旧に係る調査設計、災害査定、工事発注、工事監理	1～2か月後			関係部局	専門	土木	工業用水道災害復旧関係業務	県営工業用水道設備の災害復旧に係る調査設計、災害査定、工事発注、工事監理	1～2か月後			企業庁工業用水道事業課
		一般／専門	職種等	業務	主な業務内容	活動開始時期（目安）	被災自治体等が望ましい業務	被災自治体等が望ましい業務	受援担当課等																																																																																																																																																																																																																																										
		一般	一般	用地取得関係業務	災害復旧に係る用地取得	1～2か月後			県土整備部公共用地課																																																																																																																																																																																																																																										
		一般	一般	検証業務	記録整理、検証の実施、検証委員会の設置運営、報告書作成	1～2か月後			防災対策部防災対策総務課																																																																																																																																																																																																																																										
		一般	一般	雇用維持・確保業務	離職者の再就職支援	1～2か月後			雇用経済部雇用対策課																																																																																																																																																																																																																																										
		専門	土木	災害廃棄物処理関係業務	二次仮置場設置（造成工事等）及び運営に係る設計等委託発注、監督	2～3日後			環境生活部廃棄物・リサイクル課																																																																																																																																																																																																																																										
		専門	土木	道路災害復旧関係業務	道路の災害復旧に係る調査設計、災害査定、工事発注、工事監理	1～2か月後			県土整備部道路管理課、道路建設課																																																																																																																																																																																																																																										
		専門	土木	橋梁災害復旧関係業務	橋梁の災害復旧に係る調査設計、災害査定、工事発注、工事監理	1～2か月後			県土整備部道路建設課																																																																																																																																																																																																																																										
		専門	土木	河川災害復旧関係業務	河川の災害復旧に係る調査設計、災害査定、工事発注、工事監理	1～2か月後			県土整備部河川課																																																																																																																																																																																																																																										
		専門	土木	砂防、地すべり、急傾斜、河川（ダム）災害復旧関係業務	砂防、地すべり、急傾斜、河川（ダム関係）の災害復旧に係る調査設計、災害査定、工事発注、工事監理	1～2か月後			県土整備部防災砂防課																																																																																																																																																																																																																																										
		専門	土木	港湾、海岸災害復旧関係業務	港湾、海岸の災害復旧に係る調査設計、災害査定、工事発注、工事監理	1～2か月後			県土整備部港湾・海岸課																																																																																																																																																																																																																																										
		専門	土木	市街復興関係業務	復興に向けた市街地整備に係る計画策定、工事発注、工事監理	1～2か月後			県土整備部都市政策課																																																																																																																																																																																																																																										
		専門	土木	下水道災害復旧関係業務	下水道の災害復旧に係る調査設計、災害査定、工事発注、工事監理	1～2か月後			県土整備部下水道課																																																																																																																																																																																																																																										
		専門	土木	水道災害復旧関係業務	県営水道設備の災害復旧に係る調査設計、災害査定、工事発注、工事監理	1～2か月後			企業庁水道事業課																																																																																																																																																																																																																																										
専門	土木	公園等災害復旧関係業務	公園等公共施設の災害復旧に係る調査設計、災害査定、工事発注、工事監理	1～2か月後			関係部局																																																																																																																																																																																																																																												
専門	土木	工業用水道災害復旧関係業務	県営工業用水道設備の災害復旧に係る調査設計、災害査定、工事発注、工事監理	1～2か月後			企業庁工業用水道事業課																																																																																																																																																																																																																																												
一般／専門	職種等	業務	主な業務内容	活動開始時期（目安）	被災自治体等が望ましい業務	被災自治体等が望ましい業務	受援担当課等																																																																																																																																																																																																																																												
一般	一般	用地取得関係業務	災害復旧に係る用地取得	1～2か月後			県土整備部公共用地課																																																																																																																																																																																																																																												
一般	一般	検証業務	記録整理、検証の実施、検証委員会の設置運営、報告書作成	1～2か月後			防災対策部防災対策総務課																																																																																																																																																																																																																																												
一般	一般	雇用維持・確保業務	離職者の再就職支援	1～2か月後			雇用経済部雇用対策課																																																																																																																																																																																																																																												
専門	土木	災害廃棄物処理関係業務	二次仮置場設置（造成工事等）及び運営に係る設計等委託発注、監督	2～3日後			環境生活部廃棄物・リサイクル課																																																																																																																																																																																																																																												
専門	土木	道路災害復旧関係業務	道路の災害復旧に係る調査設計、災害査定、工事発注、工事監理	1～2か月後			県土整備部道路管理課、道路建設課																																																																																																																																																																																																																																												
専門	土木	橋梁災害復旧関係業務	橋梁の災害復旧に係る調査設計、災害査定、工事発注、工事監理	1～2か月後			県土整備部道路建設課																																																																																																																																																																																																																																												
専門	土木	河川災害復旧関係業務	河川の災害復旧に係る調査設計、災害査定、工事発注、工事監理	1～2か月後			県土整備部河川課																																																																																																																																																																																																																																												
専門	土木	砂防、地すべり、急傾斜、河川（ダム）災害復旧関係業務	砂防、地すべり、急傾斜、河川（ダム関係）の災害復旧に係る調査設計、災害査定、工事発注、工事監理	1～2か月後			県土整備部防災砂防課																																																																																																																																																																																																																																												
専門	土木	港湾、海岸災害復旧関係業務	港湾、海岸の災害復旧に係る調査設計、災害査定、工事発注、工事監理	1～2か月後			県土整備部港湾・海岸課																																																																																																																																																																																																																																												
専門	土木	市街復興関係業務	復興に向けた市街地整備に係る計画策定、工事発注、工事監理	1～2か月後			県土整備部都市政策課																																																																																																																																																																																																																																												
専門	土木	下水道災害復旧関係業務	下水道の災害復旧に係る調査設計、災害査定、工事発注、工事監理	1～2か月後			県土整備部下水道事業課																																																																																																																																																																																																																																												
専門	土木	水道災害復旧関係業務	県営水道設備の災害復旧に係る調査設計、災害査定、工事発注、工事監理	1～2か月後			企業庁水道事業課																																																																																																																																																																																																																																												
専門	土木	公園等災害復旧関係業務	公園等公共施設の災害復旧に係る調査設計、災害査定、工事発注、工事監理	1～2か月後			関係部局																																																																																																																																																																																																																																												
専門	土木	工業用水道災害復旧関係業務	県営工業用水道設備の災害復旧に係る調査設計、災害査定、工事発注、工事監理	1～2か月後			企業庁工業用水道事業課																																																																																																																																																																																																																																												

No.	該当箇所（修正前）		現行	修正案
68	第9章自治体応援職員の受入れに関する計画	P. 208 自治体応援職員の業務内容	(新設)	<p><b>【令和元年度台風第19号における事例】</b>  <u>災害対応のノウハウ支援におけるバックアップ体制の確立</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・台風第19号において長野県中野市の支援を実施した際に、三重県内の被災経験市町職員、三重県外の防災スペシャリスト人材、人と防災未来センターなどの専門機関に、過去の経験やノウハウについて助言をいただきながら支援を行ったことで、中野市のニーズに応えることができた。</li> <li>・三重県が受援県となった場合において多くの助言をいただけるよう、今後も引き続き、県内市町との顔の見える関係、その他多くの県外の防災スペシャリスト人材、専門機関との関係性などを構築していく必要がある。</li> </ul>